



愛知

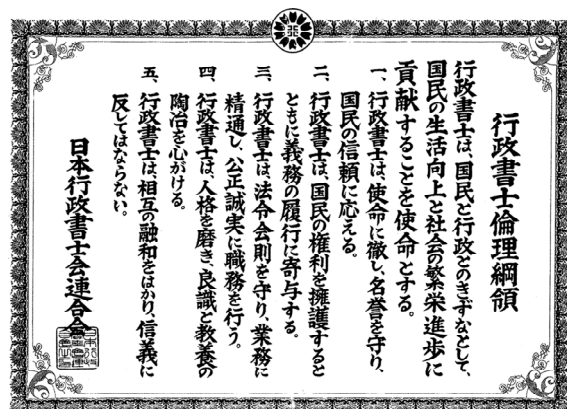
- 愛知県行政書士会令和7年度第75期定時総会
- 令和7年度日本行政書士会連合会定時総会報告
- 令和7年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会



Contents

コンテツ

あらためて大切だと思うこと	副会長 芳賀 宏行	1
愛知県行政書士会令和7年度第75期定時総会		2
令和7年度 日本行政書士会連合会定時総会報告		3
令和7年度 日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会		4
令和7年度 総務大臣表彰 表彰伝達式・受賞報告会		4
令和7年度 日本行政書士会連合会中部地方協議会行政書士法制定75周年記念表彰伝達式		5
令和7年度 愛知県行政書士会会長感謝状贈呈式		5
フィリピンにおける婚姻解消（離婚）に関する研修会		6
第32回名古屋自由業団体フレッシュマンフォーラム10'		7
令和7年度 愛知県行政書士会業務分掌規則第2条第5項第三号による本会役員の研修会		9
改正行政書士法についての説明会 in 愛知 開催		10
「マイナンバーカード申請サポート事業」小牧市と愛知県行政書士会が委託契約を締結		11
メディアも扱う(?) 行政法		
第10回 事前手続の不存在と不利益処分のシナリオ	名城大学法学部教授 北見 宏介	12
お知らせコーナー 会員名簿について（お知らせ）		14
ライブラリ研修動画一覧		15
初心者向け業務相談のお知らせ		18
初心者向け業務相談申込書		19
会員訪問記（名古屋支部 久田 邦博会員）	会報委員 東 芳幸	20
支部だより		21
事務局だより		27
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		29
コスモスあいちコーナー		39
あとがき		41



あらためて大切だと思うこと

副会長 芳賀 宏行

定時総会において副会長に選任されてから1ヵ月あまりが経過した7月初旬にこの原稿を書いています。業務部会の担当は、法人経営部と建設環境部を担当することになりました。

年々暑さが到来する時期が前倒しとなり、今年は梅雨があったのかすらわからない程度で、平年より15日早い梅雨明けとなりました。統計史上3番目タイの早さで夏の到来といえる状況です。

その中で、この1ヵ月あまり、私たち執行部がどのような活動をしていたのかを少しご紹介したいと思います。定時総会での選任後の各所の挨拶回りから始まり、会務執行に係る各種会議の開催、中部地方協議会の定時総会（金沢）、日本行政書士会連合会の定時総会への出席（東京）、そして、通常会務の引継ぎと執行など、怒涛の1ヵ月あまりを過ごしてきました。月末に確認してあらためて驚きましたが、副会長の私でいえば、月の半分は会務に携わっていた計算になります。加えてこの暑さです。正直、移動だけでもかなりの体力が削られます。健康な体に感謝するとともに、今後の健康管理の大切さを再認識するところでもあります。

自らの業務については、現在、会務の合間を縫って自分の仕事をしている状態といっても過言ではありませんが、その中であらためて思うのは、「周りとのコミュニケーションをしっかりとる」ことがとても大切だということです。それは一番身近な家族から始まり、会務に携わる執行部、事務局、会員、そして自らのお客様など、関わる全ての人々とその時々に必要なタイミングで必要なコミュニケーションをとることがとても大切だということです。その上で、必要なスケジュールリングを行い、予定に変更があれば、その都度必要なコミュニケーションをとり、修正していく。

私の場合、その中でも特に家族とお客様とのコミュニケーションには気を使っています。家族は活動の土台です。その理解がなくては前に進めません。前述の状況下ですので、どうしても家族とお客様の要望に沿えない状況も発生しがちです。しかし、コミュニケーションをしっかりとっている限り、トラブルに発展することもないように思います。逆にこ

れをおろそかにした途端にトラブルの火種になるような気がします。

「そんなのあたりまえじゃないか」というご意見も多いかと思います。しかし、そのあたりまえとも思えることをおろそかにしている状況があるのもまた事実。本会には、一般の方や官公署等から数々の苦情が寄せられます。その多くが、コミュニケーションの不足が原因だと考えられるものなのです。これを読まれている会員の皆様にはぜひそのようなことがないように、今一度、周りとのコミュニケーションを大切にいただいて業務を遂行していただければ幸いです。

さて、早いもので私が行政書士登録してから19年目を迎えました。実務経験もないところから開業してこれまでなんとかやってこられたのは、ひとえに周りの方々のご指導とご協力のおかげだと思っています。特に新入会員の皆様に一言お伝えしたいのは、本会や所属する支部の行事や研修、会務に積極的に参加してみてください。本会や支部のみならず積極的にコミュニケーションをとってみてください。必ず良い方向に向かうと思います。

支部に支えられ、支部の仲間に支えられ、周りの皆様に支えられ、私はここまでやってこられました。この場をお借りしてあらためてお礼を申し上げます。これまで様々なかたちで私を支えていただいた皆様、本当にありがとうございました。また、あと少しの間よろしくお願いします。

最後に、今回の日本行政書士会連合会の定時総会での大きな話題は、なんといっても、「行政書士法の一部を改正する法律」の成立です。詳しい内容は、今後の周知活動や他の稿に譲りますが、大きくは行政書士の使命及び職責を新たに規定するとともに、特定行政書士の業務範囲を拡大する等をその内容とします。行政書士法は議員立法での成立経緯から、黙っていても改正される性質の法律ではありません。改正には多くの会員の汗と努力と忍耐が反映されています。そのことに感謝するとともに、自らの業務に最大限ご活用いただき、今後の更なる改正に向けた多方面からのご協力を祈念してやみません。

以上

愛知県行政書士会令和7年度第75期定時総会

日 時 令和7年5月29日(木)
午後1時から4時15分

場 所 ANAクラウンプラザホテルグランコート
名古屋 ローズルーム



令和7年度第75期定時総会が、愛知県知事 大村秀章様を始めとする関係団体の皆様、日本行政書士会連合会会長 常住豊様、日本行政書士政治連盟会長 井口由美子様、そして日本行政書士会連合会中部地方協議会会長 向井隆郎様をはじめとする中部地方協議会単位会会長の皆様のご臨席を賜り開催されました。

竹田会長からの令和7年度に向けてのあいさつの後、愛知県知事 大村秀章様より祝辞を頂戴し、知事表彰が行われ、会長表彰と米寿・喜寿慶祝者への慶祝金贈呈が竹田会長から行われました。その後、日本行政書士会連合会会長 常住豊様、日本行政書士政治連盟会長 井口由美子様、日本行政書士会連合会中部地方協議会会長 向井隆郎様より祝辞を頂戴しました。

暫時休憩の後、正副議長（議長：東三支部 山本嘉和会員、副議長：中央支部 水崎由佳子会員）が選任され、正副議長席に登壇の後、議事は進められました。議事進行の進め方については、総会運営委員長（東名支部 友田隆士会員）より、委任状の調査報告については総会運営副委員長（碧海支部 杉浦伸和会員）より説明がありました。

定足数の確認

令和7年5月29日現在の個人会員総数は3,380人

委任状を含んだ出席者数1,791人

（定時総会出席者数286人 有効委任状数1,505通）

以上が確認されたので、議長より本総会は適法に成立するとの宣言がされました。

議事録署名人に名南支部の鈴木孝一会員、東三支部の佐貫美抄会員が選任され、各議案についての報告・審議が行われました。

議題

第1号議案 令和6年度事業経過報告

提案説明の後、質疑応答が行われました。

第2号議案 令和6年度会計決算承認の件

提案説明、監事からの監査報告及び質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第3号議案 令和7年度事業計画（案）承認の件

提案説明、質疑応答の後に採決が行われ、可決承認されました。

第4号議案 令和7年度会計予算（案）承認の件

提案説明の後に採決が行われ、可決承認されました。

第5号議案 令和8年度暫定予算（案）承認の件

提案説明の後に採決が行われ、可決承認されました。

第6号議案 役員改選の件

提案説明、役員推薦委員長からの報告の後に採決が行われ、可決承認されました。

以上のとおり、予定された議事はすべて可決承認され、令和7年度第75期定時総会は、閉会しました。大役を果たされた、議長、副議長、総会運営委員会の皆様には、この場を借りて深く御礼申し上げます。

この総会で承認された事業計画を役員全員、全力で推進してまいりますので、会員の皆様におかれましては、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、愛知県行政書士政治連盟定期大会終了後、懇親会を開催し、多くの来賓のご臨席を賜りました。会員も多数参加され、大変な賑わいの中、来賓と会員相互の交流や、会員同士の親睦を深めていただいたことと思います。あっという間の時間を惜しみながらも盛会のうちに閉会となりました。

令和7年度日本行政書士 会連合会定時総会報告

一宮支部 今井 隆昌

日 時 令和7年6月19日(木)
午前10時45分～午後4時
令和7年6月20日(金)
午前9時～10時
場 所 東京プリンスホテル

6月19日・20日の2日間に渡り東京都港区の東京プリンスホテルにおいて、令和7年度日本行政書士会連合会（以下「日行連」）定時総会が開催されました。愛知県行政書士会からは17名の代議員が出席いたしました。

定時総会の開会に先立ち午前10時より村上誠一郎総務大臣にご臨席賜り総務大臣表彰の表彰状授与式が行われ、愛知会からは竹田勲会長をはじめとする5名の会員が受賞いたしました。

授与式終了後の午前10時45分から日行連定時総会が開催され、以下の議案について出席した代議員から事前に提出された質問に対して執行部より回答がなされ、その後採決の運びとなりました。

第1号議案 令和6年度事業報告

第1号議案については34件の質問が提出され、執行部よりそれぞれ回答がなされた後に可決承認されました。

第2号議案 令和6年度決算報告

質問はなく可決承認されました。

第3号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正案(1)

質問はなく可決承認されました。

第4号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正案(2)

質問はなく可決承認されました。

第5号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正案(3)

第5号議案については4件の質問が提出され、執行部よりそれぞれ回答がなされた後に可決承認されました。

第6号議案 令和7年度事業計画（案）

第6号議案については23件の質問が提出され、執行部よりそれぞれ回答がなされた後に可決承認されました。

第7号議案 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について（案）

第7号議案については2件の質問が提出され、執行部よりそれぞれ回答がなされた後に可決承認されました。

第8号議案 令和7年度予算（案）

第8号議案については2件の質問が提出され、執行部よりそれぞれ回答がなされた後に可決承認されました。

第9号議案 役員の改選

日行連会長選挙が行われ、東京会会長の宮本重則候補が選任されました。また、愛知会の竹田勲会長が日行連副会長に、川村浩史会員が日行連理事に就任することにつき可決承認されました。

以上で令和7年度日行連定時総会のすべての日程が終了し、閉会となりました。

ちょっとひと息「ふるさと納税」

Q ふるさと納税のお礼の特産品は課税対象になりますか？

A 自治体によっては寄附者へのお礼として特産品を送る場合がありますが、これは一時所得に該当します。これは、ふるさと納税（寄附）が収入（特産品）を得るための支出として扱われず、寄附金控除の対象とされていることに伴うものであり、一時所得は、年間50万円を超える場合に、超えた額について課税対象となります。なお、懸賞や福引きの賞金品、生命保険の一時金や損害保険の満期払戻金なども、一時所得に該当しますのでご注意ください。

出典：総務省HP「よくある質問」より

令和7年度日本行政書士会連 合会中部地方協議会定時総会

東名支部 安藤 健志

日 時 令和7年6月6日(金)

午後3時～8時

場 所 KKRホテル金沢 3階 鳳凰の間

令和7年6月6日(金)午後3時より、KKRホテル金沢にて日本行政書士会連合会中部地方協議会の総会が開催されました。

開会冒頭では能登半島地震で犠牲になられた方々、物故会員に黙とうを捧げ、ご冥福をお祈りしました。

本総会には、各単位会から会長、代議員等58名が参加しました。愛知会からは竹田会長をはじめ20名が参加しました。

そして日行連の副会長でもある竹田会長から、この総会の日に改正行政書士法が成立したことの報告がありました。

総会審議は前年の事業報告の承認の件、予算報告の承認の件、今年度の事業計画案承認の件、予算案の承認の件と審議は順調に進み、全ての議案が可決承認され、定時総会は閉会しました。

その後は休憩を挟んで意見交換会が行われました。その中で、業務範囲を縮小しようとしているわけではないだろうが、結果として業務範囲が狭まってしまいう運用がされているとか、代理申請が出来るということになっているが実際は使用者になってしまっている等、意見・要望が出ていました。すぐに解決できるわけではないこともありますが、問題意識を共有し、参考にできることは取り入れる等、活発に意見交換ができました。

午後6時頃からは懇親会が行われました。同じ行政書士の仲間というのものもあるのか、経験したことのない話を聞けば驚き、経験したことのあることはとても納得し、美味しい食事もありまってとても楽しい時間を過ごすことができました。そんな楽しいひと時の中にも能登半島へ毎週仕事で行かれて、仕事と能登の現状もまだまだ大変だという話もうかがうことができました。

このような大変貴重な機会をいただいた石川会の皆様をはじめとする中部地方協議会の皆様・愛知県行政書士会の役員・会員すべての皆様に深く感謝いたします。この経験をこれから行政書士として活かしていきたいと思ひます。

令和7年度 総務大臣表彰 表彰伝達式・受賞報告会

日 時 令和7年7月11日(金)

午後2時

場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室

定刻に開会し、会長が式辞を述べました。

それぞれの表彰代表者及び感謝状贈呈代表者に対して、会長より表彰状の伝達または授与を執り行いました。

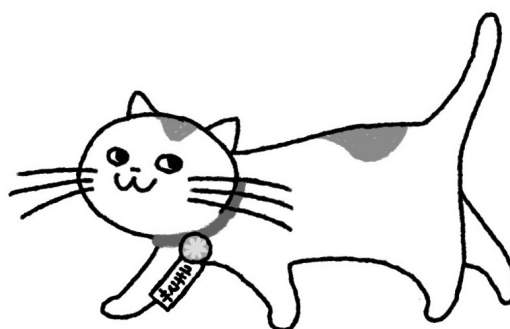
総務大臣表彰受賞者名簿

(順不同・敬称略)

豊 田	稲垣 勝康
知 多	蟹江 公明
尾 張	西脇 義郎
昭 和	千田 久人
中 央	竹田 勲



総務大臣表彰受賞者（伝達式出席者）



令和7年度 日本行政書士会連 合会中部地方協議会行政書士法 制定75周年記念表彰伝達式

日本行政書士会連合会中部地方協議会
行政書士法制定75周年記念表彰

(順不同・敬称略)

一 宮	内藤 広子
名古屋	渡辺 尚美
昭 和	伊福 泰則
中 央	中村美帆子
名 南	野崎 晃
昭 和	松葉 豪
名古屋	佐藤 雅子
中 央	蓬田 悦子
豊 田	勝田 崇
東 三	芳賀 宏行
一 宮	平松 里香
西 尾	深谷 裕寿
中 央	入山 康彦
海 部	浅井 勝己
昭 和	志水 正芳
知 多	河原 宏
名古屋	竹内 弘幸
海 部	近藤 信宏
豊 田	杉浦 美紀



日本行政書士会連合会中部地方協議会行政書士法制定75周年記念表彰受賞者（伝達式出席者）

令和7年度 愛知県行政 書士会会長感謝状贈呈式

愛知県行政書士会会長感謝状贈呈者名簿

(順不同・敬称略)

副会長 退任者

昭 和 伊福 泰則

常務理事退任者

名古屋	本多 証一
豊 田	勝田 崇
一 宮	平松 里香

理 事 退任者

中 央	竹内 浩二
中 央	後藤 剛志
西 北	櫻井 謙至
西 北	吉川 明宏
名古屋	中村 修一
名古屋	牧野 昌浩
東 名	友田 隆士
東 名	河本 清孝
尾 張	小川 弘美
尾 北	高田 大覚
海 部	浅井 勝己
知 多	吉口 孝司
岡 崎	坂口 千晶
豊 田	石原 正大
西 尾	深谷 裕寿
碧 海	神谷 祐一
東 三	山本 真基

監 事 退任者

西 北	西堀 俊徳
東 三	竹内 誠

フィリピンにおける婚姻解消(離婚)に関する研修会

国際部 山田 光男

日 時 令和7年5月22日(木)

午後2時～4時

場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講 師 在名古屋フィリピン共和国総領事館

副総領事 総領事代理

ジェロム・ジョン・カストロ様

通訳

中村 正様

(在名古屋フィリピン共和国総領事館職員)

内 容 フィリピンにおける離婚手続きについて

(フィリピン人と非フィリピン人)

参加者 64名



国際部では、ジェロム・ジョン・カストロ（在名古屋フィリピン共和国総領事館 副総領事）様をお迎えし、「フィリピンにおける婚姻解消（離婚）について」のご講義をいただきました。

冒頭、総領事館の役割についての紹介がありました。愛知県内には約10,000人のフィリピン国籍の方々が在住しているとのこと。その後、アメリカ統治下の離婚法、日本占領下の離婚法、アメリカ再統治下の離婚法、フィリピン民法典、家族法（1987年）など、フィリピンにおける離婚に関する法律や制度の変遷についての解説がありました。

基本的に、フィリピンには、宗教上の理由から、離婚というものが認められていません。国民の大多数がカトリック教徒であり、結婚は神聖なものと考え、一度結婚すると解消することができないという考え方が根強くあります。

しかしながら、外国人と結婚したフィリピン人は、例外として外国の法律に従った方法で離婚ができま

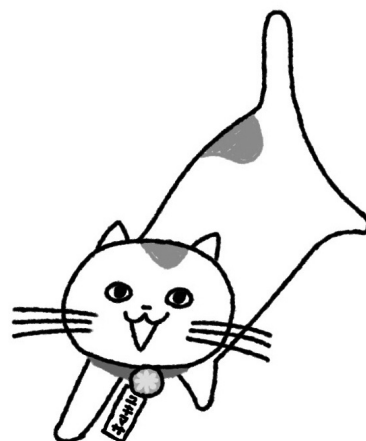
す。外国での離婚が認められるJRD（Judicial Recognition of Foreign Divorce）という制度を利用します。JRDとは、外国で成立した離婚をフィリピンで認めてもらう裁判上の手続きのことです。フィリピン国外で離婚が成立した場合、フィリピンの裁判所で承認を得る必要があります。再婚するには、外国で成立した離婚をフィリピン側にも承認してもらわなければいけません。JRDの手続きの際は、婚姻届、離婚届、戸籍謄本などの書類が必要となります。JRDを行う上で重要なことは、フィリピンでの確かな弁護士を選ぶことです。

また、婚姻を解消する方法として、「アナルメント（婚姻無効）」と言って、婚姻が存在しなかった、無効であると宣言する裁判上の手続きもあります。アナルメントには特定の条件を満たす必要があります。例えば、精神的な障害、身体的な欠陥、詐欺や強迫による婚姻などが該当します。

私たち行政書士が関わる業務案件には、フィリピン人と日本人の婚姻に関連するものもありますので、今回の研修会で、フィリピンにおける婚姻解消（離婚）の制度についての貴重なお話を、ジェロム様から直接聴くことができたのは、大変有意義でした。フィリピン共和国在名古屋総領事館と愛知県行政書士会との友好関係を今後もますます深めていきたいと願っております。

ご多忙の中、快く講師をお引き受けしてくださったジェロム様、ならびに通訳を務めていただいた中村正様には、改めて感謝の意を述べたいと思います。

サラマッポ（Salamat po）（ありがとうございました）。



第32回名古屋自由業団体 フレッシュマンフォーラム10'

日 時 令和7年6月10日(火)
午後6時30分～8時30分
場 所 TKPガーデンシティPREMIUM名古屋駅前
(名駅ダイヤメイトビル3F)
次 第 一、あいさつ
一、乾 杯
一、懇 談
一、アンケート記入
一、閉 会



第32回自由業フレッシュマン フォーラム10'に参加して

中央支部 倉園 勇士



令和6年4月に開業しました倉園勇士と申します。開業から1年、まだまだ学ぶことばかりの行政書士として6月10日に開催された「フレッシュマンフォーラム」に参加してきました。弁護士会や司法書士会など9士業10団体が合同で主催する歴史ある交流の場で、今年で32回目とのこと。私は初参加でしたが、終始、刺激と学びに満ちたひとときでした。

当日は梅雨入り直後で、朝からしとしとと雨が降っていました。少し早めに着いたつもりでしたが、すでに多くの先生方が到着されており、各テーブルでは名刺交換や挨拶がにぎやかに交わされていました。会場はすでに熱気に包まれていて、その活気あ

る雰囲気の中、私の気持ちも自然とほぐれ、あらたな出会いへの期待が高まってきました。

交流会の冒頭、「ここに社会的使命を志す仲間が集う」とのご挨拶がありました。その瞬間、今回改正された行政書士法で「使命」と明記されたことが思い浮かび、この場にいる意味と、社会に対する責任の重さをあらためて感じました。

司法書士と税理士の先生方との交流の中では、中小企業支援をめぐる実務の話題から自然と会話が深まりました。日頃どのような支援を行っているかを語り合う中で、それぞれの視点の違いに、思わず『面白いですね』という言葉が出るほど、気づきの多い時間となりました。

なお「フレッシュマン」という名称ではありますが、参加された方々の年齢や背景は本当にさまざまで、学校を卒業してすぐに開業された方、私のように企業勤めを経て独立された方、現在も会社等に所属しながら活動されている方。歩んできた道が違うからこそ、それぞれの立場や経験がにじむ、新鮮で学びにあふれたお話を数多く伺うことができました。

限られた2時間ではありましたが、普段なかなか出会えない他士業の先生方と話すことができ、自分の立ち位置や関心を改めて見つめ直す良い機会となりました。180名近い参加者のすべての方とお話することは叶いませんでしたが、言葉を交わした方々とのご縁は、これからじっくりと育んでいきたいと思っています。

交流会も終わり、会場を出ると、名駅周辺の雨もすっかりあがって、美しい夜景が広がっていました。

その光景を目にしながら、今回の出会いや気づきを、今後の業務の中で少しずつ形にしながら、視野を広げ、関係性を深めていきたいと感じました。

最後になりますが、このような素晴らしい機会を提供いただいた皆さまに、心より感謝申し上げます。

第32回自由業フレッシュマンフォーラム10'に参加して

昭和支部 森口 未来



令和7年5月に開業いたしました森口未来と申します。この度6月10日に開催された第32回自由業フレッシュマンフォーラム10'に参加させていただきました。

開業するにあたり様々な相談にのってくださった諸先輩方のお話を聞く中で、他士業の方との繋がりをもつことの必要性を強く感じたことが参加を決めた理由です。加えて、参加することができる条件が「開業してから1～3年目まで」であることから「開業したての仲間」が増えたらいいなという思いもありました。

とはいえ、当日は朝から「右も左も分からないのに参加して大丈夫なのか」と不安でした。この日は雨脚も強く、重い気持ちと足取りで会場に向かいました。しかし、会場に到着すると役員の皆様が和やかに迎え入れてくださり、明るい気持ちで会場内に入ることができました。

開会前でしたが、既に会場入りしている方たちとの名刺交換が早速始まり、内心あたふたしながらも参加者の皆さんの作り出す友好的で前向きな雰囲気のおかげで未だ不慣れな名刺交換も楽しくさせていただきました。

そして、開会の挨拶と乾杯が終わると本格的に名

刺交換が始まり（並行しておいしいお食事もしっかりいただきました！）、会場の温度が文字通り上がったように感じました。

数十名の方と名刺交換をしていて気づいたことがあります。それは、単に「行政書士の森口未来です」と名乗って終わるのではなく、自分が今後メインの業務にしていきたいことをお話すると、皆さんとても興味を持ってくださるということです。お話していくうちに相手の方の主業務についてのお話もはずみ、こちらは大変興味深く聞かせていただくことができました。

普段あまりお会いする機会のない他士業の方から直接お仕事の内容を聞かせていただくことで士業間の理解も深まり、お互いに「こういう時にはこの方に頼ればいいんだ！」という具体的な繋がりが持てたように感じました。

一方で、行政書士が取り扱うことのできる業務の多様さゆえ、他士業の方からは行政書士が何をする士業なのかがよく分からない、あるいは人によって認識が異なるということが分かりました。今後参加される方には「自分の主業務」について熱く話せるよう準備をしてから臨まれることをおすすめします。

あっという間に2時間が過ぎ閉会となり、高揚した気分を外に出ると、同じくフォーラムに参加していた行政書士の同期の方と思いがけず出会いました。雨の上がった名古屋駅をふたりで歩いているときに「ああ、やっぱり同期って落ち着くなあ」と心から感じました。

この日一日を通して得られたのは、人と人との繋がりをなにより大切にすべきなのだという実感でした。日頃お世話になっている行政書士の先輩方、この日お会いした他士業の方々、そして相談し合える同期の皆さん。今後はお客様や行政の方たちともたくさんかわりを持つと思います。かわってくださる方たちとの繋がりを大切に、自分の仕事に日々努めていこうと思いました。

最後になりましたが、このような貴重な機会を設けてくださった運営の方々、関係者の皆様、会場であたたかい言葉をかけてくださった行政書士会の役員・事務局の皆様心より御礼申し上げます。

令和7年度 愛知県行政書士会 業務分掌規則第2条第5項第三 号による本会役員の研修会

法務部 松葉 豪

日 時 令和7年7月11日(金)
午後4時～4時30分
場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室
(オンライン配信有)
講 師 愛知県行政書士会会長 竹田 勲
内 容 「行政書士法の一部を改正する法律」の成
立について
出席者 本会役員65名



愛知県行政書士会業務分掌規則第2条第5項第三号による本会役員の研修会が、本会役員65名が出席し、日本行政書士会連合会副会長、日本行政書士政

治連盟幹事長でもある竹田会長が講師となり当日の理事会後に開催されました。

法案成立ギリギリでの攻防の様子から始まり、法律案要綱(本会HPに掲載あり)に基づいて各改正点について説明がありました。

改正点は、①目的規定が行政書士の使命規定になったこと②職責規定が創設され、その中に士業として初めてデジタル社会の進展を踏まえた対応等が入ったこと③特定行政書士の業務範囲が、行政書士が「作成した」から行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大すること④業務の制限規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、趣旨が明確になったこと(より明確になっただけで、制限範囲が拡大したわけではない)⑤行政書士個人及びその所属する法人について両罰規定が整備されたこととなります。

久々の役員の研修会でしたが、重要な内容だけに皆さんが真剣に聴いておられました。役員の皆さんには支部に帰って支部の会員の方々にも説明していただければと思います。

なおこの改正法案は令和8年1月1日から施行されます。

ちょっとひと息 「ふるさと納税」

Q 平成27年の1月と4月にふるさと納税を行いました。ワンストップ特例を申請できますか？

A 平成27年1月～3月に行ったふるさと納税はふるさと納税ワンストップ特例制度の対象にならないため、控除を受けるためには確定申告を行う必要があります。その場合、4月以降の寄附についてふるさと納税ワンストップ特例の申請をしていた場合であっても、その4月以降の寄附も含めて1月～12月までの1年間の全部の寄附について申告が必要です。

Q ふるさと納税(寄附金)の使途などを希望したい場合は？また、ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用はどうすればいいですか？

A 使途などについての希望・質問などがある場合は、各自治体へお問合せください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度をご利用頂く場合は、払込取扱票内の「ふるさと納税ワンストップ特例の申請書の送付を希望します。」の欄にチェックをただけで、ふるさと納税ワンストップ特例の申請手続きが完了するものではありません。ふるさと納税先団体から送付される申請書に必要事項を記入の上、ふるさと納税先団体へ提出する必要がありますので、ご注意ください。

出典：総務省HP「よくある質問」より

NEWS RELEASE

in愛知

改正行政書士法についての説明会 開催

7月31日、ミッドランドホールにて日本行政書士会連合会から3名の講師を迎え、改正行政書士法についての説明会を開催いたしました。説明会には220名を超える会員からの申込をいただき、改正行政書士法への関心の高さを感じられました。



講師 日本行政書士連合会 会長 宮本 重則 様

「強い行政書士制度を創る」ために、これまで日行連が提唱してきました、「そうだ、行政書士に相談しよう!」を引き継いだ上で発展させた「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」という活動理念に今回の法改正を受けて、日本行政書士連合会が進む方向性を示されました。

講師 日本行政書士連合会 名誉会長 常住 豊 様

今回の法改正に至るまでの困難な道のりを、ご説明いただきました。議員立法による行政書士法が、日本行政書士政治連盟との密接な関わりにより大改正を成し遂げた意味とその影響、これからの行政書士の業務のあり方にいたるまで、熱く語っていただきました。



講師 日本行政書士連合会 常任理事 関谷 一和 様

日行連のデジタル推進本部長の要職にある関谷講師からは、法改正により「これからの行政書士に期待されること」「デジタル推進にあたり行政書士に必要なこと」をお話いただきました。「デジタルによる行政手続のことで相談するなら行政書士」という国民的な理解を浸透させることが重要であると強く語られました。

挨拶 愛知県行政書士会 会長 竹田 勲

行政書士法の改正過程では、日行連副会長として他士業との折衝を担当し、また、いち早く宮本新会長を愛知県に迎え、会員向けの説明会を開催しました。愛知会会員にとって今回の法改正は、竹田会長が理念とする「全ての会員が活躍できる環境を構築する」に向けて、必要な法改正であり、行政書士がさらに活躍するための好機であると話されました。（広報部 野崎）



開催周知期間が短かったにも関わらず、説明会会場には多くの会員が猛暑のなか来場され、改正行政書士法への関心の高さを感じました。「本来なら何回にも分けて進めるような法改正を一気にやってしまった」という常住名誉会長の言葉、また「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」という宮本新会長のスローガンが印象に残りました。「そうだ、行政書士に相談しよう!」から一歩進んで、行政書士がより積極的・主体的に顧客に関わり、顧客ニーズに応える能力、特にデジタルスキルを身につけなければなりません。

本日は、日行連でも最もご多忙であろう3名の講師の方々に愛知にお越しいただきました。ステージは整いつつあります。次は我々行政書士が法改正の内容を深く理解し、行政書士の利活用につなげていかなければなりません。（広報部）

開催日時 令和7年7月31日(木) 午後3時～5時
開催場所 ミッドランドホール(ミッドランドスクエア オフィスタワー5F)

NEWS RELEASE

「マイナンバーカード申請サポート事業」 小牧市と愛知県行政書士会が委託契約を締結

8月1日、小牧市役所にて「マイナンバーカード申請サポート事業」の委託契約締結式が執り行われました。



愛知県行政書士会 会長 竹田 勲 小牧市 市長 山下 史守朗 様



—マイナンバーカード申請サポート事業とは—

マイナンバーカードの取得に支援が必要な方（高齢者や障害のある方など）に円滑にカードを取得していただくための環境整備の一環として、市区町村と各都道府県行政書士会（単位会）との契約により、カードの取得に支援が必要な方に対する申請サポート・代理交付によるカードの受取りを行政書士に業務委託できるようにする枠組みです。



マイナンバーカードの普及は、災害時の給付金等支給の迅速化や、様々な住民サービスにおける行政手続の負担軽減などに直結し、行政に関する手続の円滑な実施に大きく寄与するものでもあります。また、国／事業主のデジタル手続の認証としては、マイナンバーカードによる認証に一本化されていく予定です。行政書士が行う許認可申請においても依頼者、行政書士ともにマイナンバーカードを所持していることが前提となります。日本行政書士会連合会では、マイナンバーカードの普及に取り組むこととし、令和4年1月から令和5年3月末まで、総務省からマイナンバーカードの代理申請手続事業を受託して、7万1千件を超える手続を行いました。令和5年度以降も希望する市区町村と連携し、施設入居者などのマイナンバーカード取得困難者を主な対象に同様の申請サポートを行っています。

総務省のデータによると、2025年2月末時点の保有枚数は約9,700万枚で人口の約78.0%を占めています。自治体によって差異はあるものの、国民の5人に1人は未取得であることになります。一方で、行政手続のデジタル化はさらに加速していくことは間違いありません。山下市長の言葉からは、取得困難者が不利益を被ることが無いよう、迅速に取得率の向上を進めなければならないという強い危機感を感じました。

愛知県内にはほぼ全ての自治体に行政書士が存在し国民と行政の架け橋として活躍しています。小牧市にも約50名の行政書士が登録しています。デジタル申請を業務とする我々にとって、マイナンバーカードの申請サポート事業は、行政書士の社会的使命と言えます。小牧市との申請サポート事業締結を機に、さらに多くの自治体と委託契約事業の締結が期待されます。（広報部）

開催日時 令和7年8月1日（金） 午前10時～11時
開催場所 小牧市役所 会議室
参加者 山下小牧市長 愛知県行政書士会 竹田会長、子安副会長、鈴木尾張支部長

メディアも扱う（？）行政法

第10回 事前手続の不存在と不利益処分のシナリオ

名城大学法学部教授 北見 宏介

不利益処分が大々的に報道される例は頻繁というわけではなく、新聞の社説で取り上げられることなどは稀な部類に属するといっている。そうした中、久々の大物というべきか、日本郵政グループの複数社に対して下された不利益処分については、相当な報道ぶりであった。最も注目を集め、また実際上の影響も大きいと目されるのは、貨物自動車運送事業法に基づき関東運輸局長が行った、日本郵便株式会社を名あて人とする一般貨物自動車運送事業の許可取消処分であろう。しかし今回は、総務大臣が行った行政処分を取り上げよう。

日本郵便の運送許可取り消し 総務省も最も重い「監督上の命令」処分

2025年6月25日 朝日新聞デジタル版

運転手への不適切な点呼の横行が発覚した日本郵便に対し、国土交通省関東運輸局（横浜市）は25日、貨物自動車運送事業法に基づき、一般貨物自動車運送事業の許可を取り消す処分を出した。同社は5年間は許可を再取得できず、集配の拠点間の輸送などを担う約2500台のトラックやバンが使えなくなる。

総務省も同日、日本郵便株式会社法に基づく処分でも最も重い「監督上の命令」を出した。

……（略）……

郵政事業を監督する総務省が日本郵便に出した「監督上の命令」の処分は、日本郵便株式会社法に基づく。2019年のかんぽ生命の不正販売の際に続き、2度目となる。郵便・物流事業に影響がないよう、ユニバーサルサービスの確実な提供を求め、サービスの状況などを当面の間、報告させる。

令」は、日本郵便株式会社法（「郵便会社法」）に基づくことは記載の通りである。ただし、「最も重い」といえるかどうかは、相当に微妙である。根拠条項を確認してみよう。

郵便会社法は本則全24カ条で構成されている。このうち15条1項では（監督）の見出し（通常のかっこによる見出しは、条文の一部である）の下に、「〔日本郵便株式〕会社は、総務大臣がこの法律及び次に掲げる法律の定めるところに従い監督する」とし、郵便法・お年玉付郵便葉書等に関する法律等を列記する。そしてこれに続く第2項では、「総務大臣は、この法律及び前項各号に掲げる法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる」ことを規定する。この15条2項が「監督上の処分」の根拠条項である。違反した場合には、過料（行政上の秩序罰）も用意されている（23条10号）。

では、この「監督上の命令」の他には、どのようなこれよりも軽い処分が規定されているのか。郵便会社法を通じて行政処分の形式が用いられている条項は、この「監督上の命令」以外には、「業務に関し報告をさせ」る規定（16条1項）と、「毎事業年度の開始前に、……その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない」旨の規定（10条）しか見当たらない。

後者の認可については、そもそも今回の「監督上の命令」と軽重を比較しうるものではない。後に触れる、日本郵便株式会社の行政手続法上の特殊な位置づけを考慮しつつ、日本鉄道建設公団に関する、いわゆる成田新幹線訴訟上告審判決（最二小判昭和53年12月8日民集32巻9号1617）に照らし合わせると、処分性の有無も論点となり得るものである。

他方、前者の「業務に関する報告」については、これに違反した場合、過料ではなく刑事罰が用意されており（22条）、一般的な位置づけとしては、こちらの方が重い処分といえなくもない。

◆最も重い行政処分の根拠規定

記事内の後半部分で触れられている「監督上の命

「監督上の命令」を「最も重い処分」と表記する報道は、上記以外にも数多かった。果たして誰が行った評価なのであろうか。

◆最も重い行政処分が課した義務

また、今回の「監督上の命令」はいかなる権利制約または義務賦課を行ったものか。処分の文書（総情企第86号令和7年6月25日）自体には、次のように記載されていた。

記

1 法第15条第2項に基づく監督上の命令

(1) 一般貨物自動車運送事業の許可の取消処分等を受けた以降においても、郵便のユニバーサルサービスの確実な提供を維持するとともに、郵便・物流サービスにおける利用者の利便を確保するための措置を実施すること。また、必要に応じてこれらの措置の見直しを行うこと。

(2) 本件報告徴求に対し貴社が報告した本件事案に係る再発防止策について、着実に実施し、必要に応じて見直していくこと、また、本件事案に係る観点に限らず、貴社の事業をとりまく法令等を確実に把握し、遵守するための措置について検討し、実施すること。

2 法第16条第1項に基づく報告徴求命令

(略)

「見直し」の強調は気になるものの、やや誇張的かもしれないが、(1)は「取消処分後も、他社への委託等を通じて、利用者への迷惑を回避しろよ」ということ、(2)は「再発防止に向けてしっかり取り組みよ。てか、今回の事件関連に限らず、ちゃんと法令読んで、どうしたらいいか考えとけよ」ということである。「約2500台のトラックやバンが使えなくなる」といった具体的な行為制限が生じるわけではない。記事内の「サービスの状況などを当面の間、報告させる」という内容は、「2 法第16条第1項に基づく報告徴求命令」によって生じる内容である。

郵便会社法15条2項は、要件・効果ともに非常に抽象的な規定ぶりである。相当程度の裁量を総務大臣に認めるものとして読まれることになろうが、総務省による「日本郵便株式会社に対する監督指針」（令和4年10月31日改定）によれば、この規定に基づいて業務停止命令を行うことも念頭に置かれてお

り、記事にもある2019年の命令では業務停止命令がなされている。今回は別に免許取消がなされており、その要はなかったであろうが、今回の命令に対する「最も重い処分」という表現は、やはり違和感を生じさせる。

◆法律の特別の規定と意見陳述手続の不存在

なお、今回の命令は、これに先立つ報告徴求命令を受けて日本郵便から提出された6月25日付けの報告（2025-日郵統物第0001号）と同日に行われた。

事前の意見聴取の手続も執られていない。これは、名あて人が郵便会社法によって設立された特殊な存在であり、行政手続法の適用が部分的に除外されていることによる（行政手続法4条2項1号）。

上記の監督指針では、「報告の検証」を経て、命令がなされるものとされている。2019年における監督上の命令は、報告から4日後に行われていたが、今回のような報告と同日の命令の発出は、行政処分一般の観点からは相当に特殊なものと写る。今回の監督上の命令は、別の行政庁による免許取消処分がもたらす状況（と、調査の継続）を受けるものとなるので、2019年における命令とは性格がかなり異なるという面もある。命令に係る過程全体、とりわけ報告をめぐっての経緯・内容の検証も必要となるところでもある。

とはいえ、今回のような、報告を受けた同日の不利益処分の実例を目にすれば、改めて、事前告知と意見陳述の機会付与という、行政手続法の規定の有する機能の重要性を意識することになる。一般的な不利益処分において同様の手順が踏まれることを想像すると、一種の戦慄も感じる。

◆今回と同じ法制度

行政手続法に規定されている理念ないし思考は、適用除外によって全く意識されなくてもよいことになるのか。適用除外の局面における行政手続の法環境に意識を向けることも重要であろう。今回と同じ適用除外は、政令で定める法人にも当てはまる（行政手続法4条2項2号）。この政令では、行政書士会・日本行政書士会連合会が含まれている（行政手続法施行令1条）。具体的にいかなる処分が対象となりうるのか、筆者にはわからないところであるが、実際にどのような手続が代わりに用意されているのか、各位からのご教示があれば幸いである。



Information for Members — お知らせ —

会報9月号

会員名簿について（お知らせ）

愛知県行政書士会 総務部

1 本会ホームページでの掲載について

本会では、各種情報を会員の皆様に利用していただけるようホームページに掲載し、その活用を推奨しております。

会員名簿につきましては、以下のとおり掲載を予定しております。

- (1) 掲 載 日 令和7年9月5日（予定）
- (2) 掲載場所 本会ホームページ → 会員ページ内 → 会員名簿

2 冊子の配付について

希望される会員に対し冊子の配付をいたします。

下記により事務局宛へFAX（052-932-3647）または郵送にてお申し込みください。電話でのお申し込みは受付いたしません。

なお、先着100名様限定となっておりますので、お早めにお申し込みください。

- (1) 配付時期 令和7年10月上旬（予定）
- (2) 配付方法 郵送（送料は会員負担）

令和7年度 会員名簿 冊子配付の申込書

当年度の会員名簿の冊子での配付を希望します。

_____ 支 部

_____ 会 員 名

(会員番号【3～4桁】： _____)

研修会動画一覧

ライブラリ研修：会館にて視聴していただきます。事務局（TEL：052-931-4068）までご連絡ください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】－【ライブラリ】－【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

（令和7年7月29日現在）

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	×
2		650	R 5.12.15	総務部実務研修会	○	○
3		663	R 6. 7.31	メンタルケア「自分のメンタルをどう守っていくか」に関する研修会（私法部と合同）	○	○
4		695	R 6.12.13	行政書士法及び行政書士法施行規則についての研修会	○	○
5	(総務部)※1	672	R 6.10.15	行政書士として必要なセキュリティなどの知識に関する研修会	○	○
6	デジタル 推進本部	678	R 6.10.31	愛知県のDX推進の取組と電子申請・届出システムの基本的な使い方に関する研修会	○	○
7	(総務部)※1	704	R 7. 2.28	災害復興支援員養成講座（第二回）	○	○
8	新事業 推進本部	712	R 7. 4. 2	災害復興支援員養成講座（第三回）	○	○
9	建設環境部	607	R 4. 2. 7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	×
10		620	R 4. 9.29	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	×
11		623	R 4.11.29	建設環境部業務研修会	○	×
12		627	R 5. 1.25	建設業関係業務履修講座	○	×
13		638	R 5. 8.30	建設環境部業務研修会	○	×
14		645	R 5.11.17	建設環境部業務研修会	○	○
15		652	R 6. 1.17	テーマ別建設業実務研修会（第2回）	○	○
16		653	R 6. 1.25	建設業関係業務履修講座	○	○
17		668	R 6. 8.27	建設環境部業務研修会	○	×
18		683	R 6. 9.18	テーマ別建設業実務研修会（第3回）	○	○
19		684	R 6.10.29	テーマ別建設業実務研修会（第4回）	○	○
20		685	R 6.11.18	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
21		693	R 6.12. 3	建設環境部業務研修会	○	○
22		694	R 7. 1.23	建設業関係業務履修講座	○	○
23		697	R 7. 1.30	テーマ別建設業実務研修会（第5回）	○	○
24		706	R 7. 3.17	建設環境部業務研修会	○	○
25	運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	×
26		595	R 3.10. 4	運輸交通部初心者向け研修会	○	×
27		599	R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	×
28		615	R 4. 8. 1	行政書士業務としてのドローンの将来性についての研修会	○	×
29		624	R 4.12. 1	自動車保有関係手続きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証交付に係る事務の委託制度に関する研修会	○	×
30		634	R 5. 4.12	封印管理委員会指定研修会	×	○
31		641	R 5.10.16	運輸交通部初級業務研修会（第二部）	○	○
32		643	R 5.11. 2	出張封印取付作業に関する初級業務研修会	○	○
33		647	R 5.12. 4	自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会	○	○
34		661	R 6. 7.22	封印委託制度改正に関する説明会	○	○
35		666	R 6. 8. 5	一般貨物自動車運送事業の経営許可に関する研修会	○	○
36		669	R 6. 9. 2	愛知県行政書士会封印管理委員会指定研修会	○	○
37		689	R 6.12. 4	ドローンの申請業務に関する研修会	○	○
38		690	R 6.12.18	自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会	○	○

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブ러리 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
39	国際部	509	H26.12.25	はじめての国際法 1	○	○
40		510	H27. 2.18	はじめての国際法 2	○	○
41		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
42		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
43		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
44		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
45		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	×
46		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	×
47		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	×
48		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	×
49		611	R 4. 6. 9	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会	○	○
50		618	R 4. 9. 8	韓国の相続に関する研修会（私法部との合同開催）	○	×
51		625	R 4.12. 9	入管の在留申請オンラインシステムに関する研修会（特定技能等）	○	×
52		664	R 6. 8. 1	初心者向け国際業務研修会	○	○
53		670	R 6. 9. 9	あいちスタートアップビザの申請に関する研修会	○	○
54	土地利用部	559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	×
55		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○
56		609	R 4. 2.22	農地法第4条5条許可申請書の書き方及び建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	×
57		626	R 4.12.19	所有者不明土地法の改正等及び特定都市河川浸水被害対策法（雨水浸透阻害行為許可）に関する研修会	○	×
58		628	R 5. 1.27	開発許可申請等に関する研修会	○	×
59		630	R 5. 2.22	「農地法許可の申請代理の注意点」及び「分家住宅に係る都市計画法手続き等の審査情報」に関する研修会	○	×
60		640	R 5.10.13	マンション管理計画認定制度に関する研修会（第二部のみ）（法人経営部と合同）	○	○
61		644	R 5.11. 6	都市計画法に関する研修会	○	○
62		649	R 5.12. 8	農地法（第3条、4条、5条許可等）に関する研修会	○	○
63		658	R 6. 3.14	生産緑地制度及び不動産調査業務の基礎に関する研修会	○	○
64		665	R 6. 8. 2	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	○	○
65		688	R 6.11.29	農地法・都市計画法に関する研修会	○	○
66		691	R 6.12.19	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会（実践編）	○	○
67		710	R 7. 3.18	行政書士業務に関する測量についての研修会	○	○
68	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	×
69		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	×
70		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×
71		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	×
72		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会～著作権業務の可能性～	○	×
73		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×
74		584	R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	×
75		585	R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○
76		590	R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	×
77		605	R 4. 1.28	著作権に関する研修会	○	○
78		617	R 4. 8.30	薬機法に関する研修会	○	○
79		637	R 5. 7.24	労働者協同組合法に関する研修会	○	○

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブ러리 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
80	法人経営部	662	R 6. 7. 29	補助金申請業務に係る基礎研修会	○	○
81		680	R 6.10.22	風営法の基礎及び風俗営業許可・届出申請に係る研修会	○	○
82		703	R 7. 2. 14	特定受託事業者に係る取引の適正化などに関する法律（フリーランス新法）に係る研修会	○	○
83		716	R 7. 7. 9	医療法人制度の概要と設立認可申請手続きに関する研修会	○	○
84	私法部	420	H24. 2. 25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	×
85		488	H26. 3. 17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	×
86		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	×
87		539	H30. 2. 22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	×
88		554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	×
89		571	R 2. 8. 24	戸籍の見方に関する研修会	○	×
90		602	R 3.12. 7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	×
91		608	R 4. 2. 16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員のみ受講可	○	×
92		610	R 4. 3. 17	私法部初心者向け研修会	○	×
93		616	R 4. 8. 25	相続登記義務化に関する研修会	○	×
94		631	R 5. 3. 1	私法部初心者向け研修会	○	×
95		632	R 5. 3. 15	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	×
96		633	R 5. 3. 31	私法部研修会	○	×
97		636	R 5. 5. 23	相続土地国庫帰属制度に関する研修会（土地利用部と合同）	○	○
98		648	R 5.12. 6	外国人及び海外邦人の相続・遺言についての研修会	○	○
99		654	R 6. 2. 28	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○
100		656	R 6. 3. 6	公証人による任意後見契約、死後委任契約についての研修会	○	○
101		659	R 6. 3. 18	私法部初心者向け研修会	○	○
102		667	R 6. 8. 7	高齢者支援についての研修会	○	○
103		674	R 6.10. 2	民事信託に関する研修会①	○	○
104		676	R 6.10.11	民事信託に関する研修会②	○	○
105		677	R 6.10.17	民事信託に関する研修会③	○	○
106		711	R 7. 2. 21	私法部実務研修会	○	○
107	旧) 企画情報部 ※ 2	534	H29. 8. 28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	×
108		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	×
109		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	×
110		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【1回目】	○	×
111		580	R 3. 1. 27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【2回目】	○	×

※ 1：令和 7 年 7 月 29 日現在ホームページ上では（総務部）のタブで表示されます。新ホームページ移行後は委員会名に切り替わる予定です。

※ 2：企画情報部につきましては令和 3 年 4 月 1 日施行の規則改正により統廃合されました。

●●● 初心者向け業務相談のお知らせ ●●●

これから業務を始める方等を対象とした業務相談についてお知らせいたします。

業務相談は、随時受付（要予約）いたしますので、ご希望の方は、愛知県行政書士会事務局まで「業務相談申込書」を FAX（052-932-3647）またはメール（mo-gyoumu@staff-aichikai-gyousei.net）送信のうえ、お問い合わせください。

- ・相談は愛知県行政書士会館で行います。
- ・申し込みをされた方には、該当する部会からお電話を入れ、日程を調整いたします。日中にご連絡がとれる電話番号でお申し込みください。
- ・業務相談の当日は、相談内容に関する資料をお持ちください。
- ・相談時間は1人1時間程度を予定していますので、ご了承ください。

建設環境部 建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談

- 内 容 建設業許可、経営審査事項等の建設業関係業務について
- 内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

運輸交通部 運輸交通関係業務相談

- 内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

国 際 部 国際関係業務相談

- 内 容 国際関係業務について

土地利用部 土地利用関係業務相談

- 内 容 開発許可申請、農地転用許可申請等について

法人経営部 法人経営関係業務相談

- 内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）について

私 法 部 私法関係業務相談

- 内 容 相続手続、遺言書起案、任意後見契約、契約書作成等について

愛知県行政書士会 御中

年 月 日

初心者向け業務相談申込書

次のとおり、業務相談に申し込みます。（該当する部に○印）

- ・ 建設環境部 建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談
- ・ 国 際 部 国際関係業務相談
- ・ 土地利用部 土地利用関係業務相談
- ・ 法人経営部 法人経営関係業務相談
- ・ 私 法 部 私法関係業務相談

支 部		会 員 番 号	
氏 名		電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書き ください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647



名古屋支部：久田 邦博会員

会報委員 東 芳幸



今回は、名古屋市中川区で開業されております久田邦博会員の事務所に伺いました。

久田会員は学校を卒業後、司法書士事務所の補助者を経て平成28年4月に行政書士として登録されました。

「主に遺言、相続に加え、建設関係の業務に取り組んでいます。遺言、相続についてはメディアで取り上げられるようになったことで相談が増えている印象があります。高齢の方のみならず、高齢の親を持つ比較的若い方からの相談もあります。建設業は紹介などで依頼をいただき、業務を増やしています。」

行政書士に登録されて間もなく、コスモスあいちに登録されました。

「私には知的障害を持つ兄がいます。その影響で成年後見に関心があり、自分の経験を生かせると思いました。実際の業務では相手が抱えている課題に向き合い、解決に導くことで喜んでいただけることにやりがいを感じています。」

私が業務で介護タクシーの運輸局許可手続をしたことがきっかけで、妻が2年ほど前に介護タクシーの事務所を立ち上げました。夫婦ともども、それぞれの分野で忙しくしています。」

業務をするうえで大切にしていることは？

「依頼者に喜んでいただくこと、そのために依頼

者の話をよく聞くことが大切だと思っています。」

今後、どのような業務に取り組んでみたいですか？

「土地利用関係の業務は苦手意識がありこれまで積極的に取り組んでこなかったのですが、今後チャレンジしていきたいです。以前、雨水浸透阻害行為許可申請の依頼を受けゼロから勉強を始めました。それまでまったく知識がなく苦勞しましたが、やり遂げたときは達成感を感じました。パソコンの知識を増やして業務を効率化していくことも考えています。」

「今年で62歳ですが、体が動く限り仕事を続けていきたいと思っています。現在、週2、3回スポーツクラブに通い、1時間ほどウォーキング、ランニング、筋トレに励んでいます。体を動かすのは好きなので、趣味として続けています。2年ほど前にはゴルフも始めました。」

現在は名古屋支部の会計を、またコスモスあいちでは研修部長を務め、大いに活躍されている久田会員。今は昨年生まれたお孫さんに会うのが楽しみだとおっしゃいます。今後益々のご活躍をお祈り申し上げます。

支部だより

📎
碧海
支部

令和7年度第1回 支部研修会

会報委員 近藤 久美

日 時 令和7年6月20日(金)

午後3時30分～5時

場 所 刈谷市総合文化センター

中央生涯学習センター 405・406号室



令和7年度第1回支部研修会を開催いたしました。今回は、ワイズ公共データシステムのお二人のご担当様を講師にお迎えし、「建設業許可電子申請手続について」をテーマにご講義いただきました。

研修は前半と後半に分かれ、前半では、電子化の対象となる手続の範囲や、電子申請システムから作成可能な様式の解説をはじめ、各許可行政庁における建設業許可等の電子申請受付状況、「GビズID」を用いた認証方法、さらに代理申請の流れについても、詳細な説明がありました。

後半では、実際のJCIP操作画面を使用し、申請手続の具体的な流れや注意点が紹介されました。

今回の研修では、制度の概要から具体的な申請手順まで丁寧な解説がなされ、業務に直結する具体的な内容で、非常に有意義なものとなりました。

研修終了後には、参加者からの個別の質問にも丁寧にご対応いただき、理解を一層深める貴重な機会にもなりました。

当日は、ベテランから新人まで幅広い層の会員19名が参加し、多くの方にとって今後の実務に活かせる、充実した研修となったと思います。

📎
名古屋
支部

6月及び7月常設 無料相談会

会報委員 東 芳幸

日 時 令和7年6月17日(火)、7月15日(火)

午後1時～4時

場 所 中村生涯学習センター

相談員 合計11名



名古屋支部では中村生涯学習センターにて毎月第3火曜日に常設無料相談会を開催しており、令和7年6月及び7月も予定通り開催致しました。

6月は、7件の相談がありました。先週までの梅雨空から一転、猛暑日となる暑い日でしたが予約の相談5件に加え、飛び込みで相談に来られた方も2件ありました。5月に相談に来られ、引き続いて相談に来られる方もいらっしゃいました。

7月は、5件の相談がありました。相続に関する相談に加え、借家を所有する家主さんからの相談や、企業の方から契約に関する相談もありました。

表向きは遺言、相続に関する相談であっても実は他の親族との関わりについて悩んでいる、というケースがみられます。その悩みに耳を傾け、相談者の不安を少しでも取り除くことも私たちの役割なのではないかと思いました。

6月の相談会終了後には相談員として登録されている先生が一堂に集まり、改めて相談員としての心得について確認いたしました。相談者の方とは、相談会の後もつながりができることがあります。時に客観的な立場で、時に相談者に寄り添って、相談者からの信頼を得られる相談会を行いたいと思いました。

一宮支部

「まちの宮市」ブース出展

会報委員 深川 範江

日 時 令和7年6月8日(日)

午前11時～午後1時

場 所 一宮市本町通商店街アーケード

参加者 4名



一宮支部では一宮市本町通商店街アーケードにて開催された「まちの宮市」において一宮支部PR活動のため、一宮ソーシャルビジネス支援ネットへの協力として日本政策金融公庫と共同でブース出展しました。

「まちの宮市」は、コロナ禍に対応して2020年に生まれ、小型・野外・ゆったり型のイベントとして開催されてきました。ほぼ毎月、3か8が末尾につく日曜日（さんばちサンデー）に開催されています。

138のモノづくり・素材やマーケット・ヒロガルソーシャル・おかしや参道・モチカエリア・社の学校・生おとライブ&休憩所などが行われていました。ちんどん屋さんがいてとても懐かしかったです。

当日は天気良かったのですが、来場される方は少なかったです。でも昨年と比べると年配の方が多く来場されたのでポケットティッシュを配布し、無料相談会のことを声掛けすることができました。

前回から「そうだ行政書士に相談しよう!」・「無料相談会開催」と記載されたポケットティッシュを配布するという試みをして自然に声をかけてPRすることができたのではないかと思います。

子供たちに輪投げで遊んでもらって付き添いの保護者の方にポケットティッシュとパンフレットをお渡しすることができて、行政書士の仕事のPRをすることができました。子供たちには最後に景品を渡して喜んでもらいました。

今回も、ポケットティッシュはあまり抵抗なく受け取ってもらって声掛けできたので、一宮支部の広報活動のPRになったと思います。

また、来年も来場された方に行政書士の業務に一層興味を持っていただけるように企画ができればと思います。

昭和支部

令和7年度第1回市民法務研究会 (無料相談会結果報告)～会員の声 が研究会をさらに進化させます～

会報委員 小林 圭輔

日 時 令和7年6月28日(土)

午後3時30分～5時45分

場 所 天白スポーツセンター 1階第2会議室

テーマ 『無料相談会の結果報告と質疑応答』

出席者 21名

発表者 会員6名

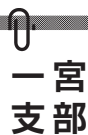


令和7年6月28日、天白スポーツセンターにて、第1回市民法務研究会が開催されました。今回は21名の会員にご参加いただき、活発な研究会となりました。

今回の研究会は、従来の講師による研修形式から、無料相談会の結果報告とその質疑応答に重点を置いた形式に変更しました。天白区役所と日進市役所で実施された無料相談会から、約20件の相談事例が、サブ相談員として参加した会員によって報告されました。報告に対しては、参加者から多くの質疑が寄せられ、ベテランの会員が丁寧に解説する形で進行了。これにより、経験の少ない会員にとっては、実務における貴重な学びを得られる機会となりました。

計画では、研究会の目的の一つとして、経験の少ない会員がベテラン会員から助言を得る座談会形式の時間を設ける予定でしたが、質疑応答が白熱したため、残念ながら今回は座談会の時間を取ることができませんでした。

研究会後に実施したアンケートでは、参加者の皆様から大変貴重なご意見や温かいお言葉、改善案を多数いただくことができました。今回の研究会を通じて、多くの会員が「自身の未熟さを実感し、市民法務に関する知識をより一層つけたい」という意欲を新たにされたようです。昭和支部の市民法務研究会は、熱意のある会員の声に耳を傾け、能力の高いベテラン会員のサポートを得て、今後ますます価値の高い研究会を目指してまいります。



令和7年度第1回 女性部会研修会

会報委員 深川 範江

日 時 令和7年7月11日(金)

午前10時～正午

場 所 尾張一宮駅前ビル (iビル)

講 師 中央支部 金 恩瑩会員

テーマ 『外国籍の相続のポイント』

参加者 15名 (他支部 2名)



一宮支部では、令和7年度第1回女性部会研修会を開催いたしました。

外国籍の相続の実務の最前線で活躍されている金恩瑩会員を講師にお迎えして、韓国・朝鮮籍者が関わる相続の実務とその実態についてお話をいただきました。

特別永住者と永住者の違い、特別永住者証明書と在留カードとの違いについても説明を受けました。また、外国籍者を被相続人とする相続手続において、どの国の法律を適用するのか詳しく説明していただきました。韓国と日本の法定相続人と相続分の違いに関しては、相続放棄をする場合日本は子が放棄すれば孫にまで相続はいかないのですが韓国では子が放棄しても孫は相続人として残ってしまうことを聞いて業務を行うときに気を付けるところだと思いました。日本と韓国の相続法の規定には異なるところがあり、相続財産が負債等が大きく相続放棄する場合、韓国は4親等以内の傍系血族まで相続放棄の問題が及ぶことがあるため4世・5世の方に迷惑が掛からないように特別永住者の方には遺言を進めたほうが良いというアドバイスもいただきました。また、いろんな事例を挙げて相続の実務において、相続関係の書類の取得するときの注意点や韓国戸籍の収集が困難な時どのようにするのか詳しく説明していただきました。

研修会に参加された会員にとって貴重なお話を聞くことができ、学びの多い研修会になったと思います。

今後、日本人の相続だけではなく、外国籍者の相続にも対応することができる行政書士が求められてくるので今回の研修で学んだことを業務に活かしていきたいと思いました。

ちょっとひと息 「行政手続法Q&A」

Q 行政手続法とはどんな法律ですか？

A 行政手続法は、行政が一定の活動をするに当たって守るべき共通のルールを定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的とした法律です。

具体的には、

- (1) 申請に対する処分（例えば、営業の許可などの申請に対して許可する／しないという処分）
- (2) 不利益処分（例えば、許可を取り消したり、一定期間の営業停止を命じたりする処分）
- (3) 行政指導（例えば、役所が営業内容の改善を求めること。）
- (4) 処分等の求め（法令に違反する事実を是正するための処分等を求めること。）
- (5) 届出（例えば、営業開始の届出書を役所に提出すること。）
- (6) 意見公募手続（政令や省令などの命令等の案について広く国民から意見を募集する制度。いわゆるパブリックコメントのこと。）

などの手続について定めています。

出典：総務省HP「行政手続法Q&A」より

海部
支部

納涼会開催報告～真夏の夜のバル便り～

会報委員 須田 充

日 時 令和7年7月7日(土)

午後6時30分～8時30分

場 所 バル・エスパニョール ラ・ボデガ
(JRゲートタワー13F)

参加者 27人



夏の気配が色濃くなる折、海部支部では親睦納涼会が開催されました。今年の会場は、JRゲートタワー13階にあるスペイン料理の名店「バル・エスパニョール ラ・ボデガ」様。落ち着いた雰囲気の中、スパニッシュワインとともに本格料理が楽しめるカジュアルなお店です。

納涼会は、今季より支部長に就任された奥村支部長のご挨拶から始まりました。続いて、新たに加わった新人会員2名の紹介が行われ、和やかな空気の中で乾杯の音頭が響くと、各テーブルでは早くも会話が弾み、笑顔が広がりました。

特に印象的だったのは、新人会員が名刺を手に積極的に各テーブルを回り、ベテラン会員との交流を深めていた姿です。コロナ禍で制限されていた“顔の見える”交流の場がようやく実現し、行政書士としての心構えや実務の心得を直接受け取る光景は、頼もしさと次世代への期待を感じさせるものでした。

テーブルを彩った料理も、この納涼会の楽しみのひとつでした。柔らかな牛ヒレ肉「ソロミーリョ」のステーキ、本場仕込みの魚介パエリア、デザートにはスペインの伝統的プリン「フラン」と、心を満たす逸品が揃いました。

こうした会員同士の親睦の場は、支部の活性化のみならず、今後直面する“デジタル化”という新たな課題に向き合うための結束を強める貴重な機会でもあります。互いの距離を縮め、想いを交わし合うひとときが、海部支部の未来を支える礎となることを実感した、意義深い納涼会でした。

豊田
支部

令和7年度第1回 国際・私法部研修会

豊田支部 田邊 めぐみ

日 時 令和7年7月11日(金)

午後3時15分～5時

場 所 ジェンダー平等推進センター 22会議室
参加者 11名



令和7年度第1回国際・私法部研修会は、豊田支部国際・私法部副部長の市井信治会員が講師を務め、「法定相続情報一覧図の作成と取得方法」をテーマに開催されました。

平成29年5月に創設された「法定相続情報証明制度」に伴う、法定相続情報一覧図の作成と取得に必要な知識、注意点などを中心にご講義いただきました。講義では、相続人を確定するために戸籍をもれなく収集することの重要性や、養子縁組、数次相続、日本人以外の相続人が含まれる場合の留意点などについて、実務経験豊富な講師の具体的な事例を交えてご説明いただきました。

この制度は、「相続人」を公的に担保するものであり、相続業務に携わる可能性のある行政書士にとっても非常に有用な制度です。行政書士の実務に直結する知識として、実務上の利便性の高さを改めて実感する内容でした。

今回の研修会は、初めての参加者や他支部からの参加者もみえ、関心の高さがうかがえました。

最後の質疑応答では、外国籍や無国籍の相続人がいる場合の対応など、実務的な質問が多数寄せられ、ひとつひとつ丁寧にご回答いただきました。実際の経験を通じて得られる貴重な知見や注意点を共有でき、参加者の理解がより深まった有意義な研修会となりました。

一宮
支部令和7年度第1回
国際部会研修会

会報委員 深川 範江

日 時 令和7年7月17日(木)

午後6時～8時

場 所 尾張一宮駅前ビル (iビル)

講 師 西北支部 田澤 満会員

名古屋国際総合事務所 所長

テーマ 『育成就労と入管行政の展望について
～行政書士がいかにして関わっていける
のか～』

参加者 28名(会場25名・Zoom3名)(他支部7名)



一宮支部では、令和7年度第1回国際部会研修会を開催いたしました。

講師にお迎えした田澤満会員は本会の国際部部長をされたご経験もあり、国際業務にとっても精通されている方です。

研修に入る前に、今井隆昌支部長より「今回の研修は国際業務に関する改正の内容になっています。研修で得たことを業務に生かしてください。」と挨拶がありました。

今回の研修は育成就労と入管行政の展望について～行政書士がいかにして関わっていけるのか～というテーマでお話をいただきました。

名古屋国際総合事務所の所長をされており、開業のきっかけと業務に対する考え方やグローバルなライフスタイルをお聞きして心惹かれました。

技能実習制度の廃止に伴い新たに育成就労制度に変わるわけですが、新制度の趣旨を理解するためには技能実習制度の知識も必要だと話されました。育成就労から特定技能1号にステップアップするためには、前職要件は必要でなく試験合格が必要になります。違いについても正しく理解することがとても大事なことであったと話されました。

今後は、行政書士には育成就労も特定技能に関しても入管手続だけでなく、関連法案、制度の見直しも踏まえた総合的なアドバイス、労務管理アドバイス、技能検定合格のサポート、送出機関との調整、登録支援機関へのサポート等、また業種が広範囲になるため許認可の知識も求められています。

今回の研修で学んだことを業務に生かして国際業務を盛り上げていければと思いました。

講師をしていただいた田澤満会員のお人柄もあり和やかな雰囲気の中、とても得ることが多い研修会になりました。

ちょっとひと息 「行政手続法Q&A」

Q ある営業の許可を申請しようと思っているのですが、役所でどのような点を審査するのか、どういうことに注意すれば許可されるのか事前に知ることができますか？

A 役所は、申請を認めるべきかどうか役所側が判断するときの具体的な基準（審査基準）をできる限り具体的に定め、原則として、誰でも見ることができるようにしておかなければならないことになっています。

審査基準は、申請の提出先の窓口に掲え付ける、ホームページに掲載するなどの方法で公にされていますので、各役所にお問い合わせください。

なお、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) で検索できるものもあります。

また、役所は、申請者からの求めに応じて、できる限り、申請に必要な書類やその具体的な手続について、情報提供するよう努めることになっています。(第5条、第9条第2項)

出典：総務省HP「行政手続法Q&A」より

中央
支部

千種区東千種台老人クラブ研修会

中央支部 小林 幸弓

日 時 令和 7 年 7 月 18 日(金)
午前 10 時 30 分～11 時 25 分
場 所 東千種台自治会集会所
講 師 戸加里 邦子会員（中央支部）
テーマ 『遺言制度と相続制度について』
出席者 21 名



今回の研修会は、名古屋市営地下鉄東山線新栄町駅で「そうだ、行政書士に相談しよう」の車内アナウンスを聞かれた東千種台老人クラブの方よりご要望があり開催されました。

研修会は、地域の70代～80代の方21名を対象に和やかな雰囲気の中始まりました。

高齢者の方にも分かりやすい資料を用い、法定相続人が誰なのか、法定相続割合がどれくらいかの説明がありました。次に、主な遺言書として自筆証書遺言と公正証書遺言があること、その作成方法やポイントをお伝えしました。実際の遺言書のサンプルを示しながらでしたので、具体的なイメージが伝わりやすかったと思います。

その後の質疑応答の時間では、公正証書遺言を作成する際の証人について、預貯金や不動産の取り扱いについてなど多くの質問があり、参加者の関心の高さが伺えました。

毎月名東区役所で行っている支部の無料相談会についてのご案内をもって終了となりました。

このような機会に行政書士を知っていただき、「そうだ、行政書士に相談しよう」と思っていたいただければ幸いです。

名古屋
支部

第 1 回新人交流会

会報委員 東 芳幸

日 時 令和 7 年 7 月 25 日(金)
午後 6 時 30 分～ 8 時 30 分
場 所 ウィンクあいち
参加者 30 名



名古屋支部では7月25日(金)、ウィンクあいちにて新人交流会が開催されました。

「先輩行政書士の生の声を聴いてみませんか？」をコンセプトに、新人行政書士が4つのグループに分かれ、4人の先輩行政書士がローテーションで移動しながら自らの経験や思いを語りました。

営業や集客はどのように行うのか？報酬はどう決めるのか？専門業務はどのように絞っていくのか？など話の内容は多岐にわたり、参加者は熱心に耳を傾けていました。話は行政書士としての心構えや経営戦略にもおよび、先輩行政書士が自らの失敗体験を話す場面もみられました。

先輩行政書士が一方的に話すのではなく、先輩と新人との対話形式で進められていきました。その中で新人もまた自らの経験や仕事への思い、不安に思っていることを口に出し、それに対して先輩からアドバイスを受けることができ、新人行政書士にとって実りの多い交流会となりました。

終盤では参加者全員でお弁当を食べ、さらに親交を深めることができました。

R e p o r t

— 事務局 —



■令和7年6月

2日(月)	正副会長会開催 正副会長 県法務文書課訪問 野崎常務理事以下2名 名古屋自由業団体大学生のための資格業ガイダンス出席 芳賀副会長、山本常務理事 愛知県保健医療局健康医務部医務課訪問
3日(火)	理事会開催 部長会開催 ADR手続説明会開催 運輸交通部業務相談会開催
4日(水)	新規登録受付 竹田会長 日行連 正副会長会、給与等裁定会議出席 子安・渡辺副会長 愛知県災害復興支援士業連絡会設立総会出席 芳賀副会長 暴力追放推進委員委嘱式及び研修会出席
5日(木)	新規登録受付 竹田会長 日行連 正副会長会出席
6日(金)	新規登録受付 竹田会長以下17名 令和7年度中地協定時総会出席
7日(土)	竹田会長以下17名 令和7年度中地協定時総会出席
9日(月)	新規登録受付 法人経営部業務相談会開催
10日(火)	本会常設無料相談会 会報7月号校正会議開催 入山副会長以下2名 名古屋自由業団体第32回フレッシュマンフォーラム10'出席 芳賀副会長、佐藤常務理事 県都市総務課等関係省庁訪問
11日(水)	入山副会長、野崎常務理事 県法務文書課・名古屋市広聴課訪問
13日(金)	渡辺副会長、岩崎常務理事 日本自動車販売協会連合会との懇話会出席
16日(月)	入山副会長以下2名 土地利用部関係各所挨拶訪問
17日(火)	ADR手続説明会開催 運輸交通部業務相談会開催
18日(水)	竹田会長 日行連正副会長会、常任理事会、総務部会出席 竹田会長、野崎常務理事 日行連常任理事会・議運合同会議出席
19日(木)	竹田会長以下17名 令和7年度日行連定時総会出席

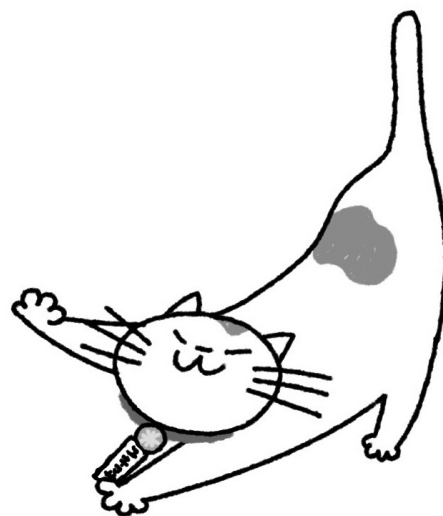
20日(金)	竹田会長以下17名 令和7年度日行連定時総会出席
23日(月)	登録証交付式 職務上請求書等管理委員会全体会議（親族調査担当）開催 建設環境部業務相談会開催 中村常務理事以下2名 小牧市福祉部市民窓口課訪問
24日(火)	正副会長会開催 職務上請求書等管理委員会全体会議（職務上請求書担当）開催
26日(木)	申請取次行政書士管理委員会開催 子安副会長以下2名 刈谷市市民課訪問
27日(金)	部長会開催 支部長会開催 土地利用部業務相談会開催

■令和7年7月

1日(火)	ADR手続説明会 野崎常務理事、貝田理事 名古屋自由業団体第5回当番会出席
2日(水)	竹田会長 日行連 会務打合せ出席 私法部業務相談会開催 芳賀副会長、中村常務理事 名古屋東税務署訪問
3日(木)	新規登録受付 竹田会長 日行連 正副会長会出席 芳賀副会長 暴力追放セミナー出席 芳賀副会長、佐藤常務理事 県都市総務課との意見交換会出席
4日(金)	新規登録受付 竹田会長以下3名 指導検査対象会員選定 法務文書来会対応
8日(火)	本会常設無料相談会
9日(水)	竹田会長 日行連 正副会長会、理事会、常任理事会出席 医療法人制度の概要と設立認可申請手続きに関する研修会開催 運輸交通部業務相談会開催 国際部業務相談会開催
10日(木)	竹田会長 日行連 常任理事会出席 渡辺副会長、蓬田常務理事 公益財団法人愛知県国際交流協会訪問
11日(金)	理事会（表彰伝達式、役員研修会）開催 部長会開催 子安副会長 令和7年度行政書士試験実施に係る説明会出席
14日(月)	第1回試験正副サブ責任者会議開催

15日(火)	ADR手続説明会
16日(水)	マイナンバーカード事業説明会開催 渡辺副会長 公益財団法人愛知県国際交流協会訪問 渡辺副会長以下2名 中部運輸局、県警交通部交通課訪問
17日(木)	国際部会開催 竹田会長以下2名 日行連 中部地方協議会引継会出席 竹田会長 中部管区行政評価局長来会対応
18日(金)	会報委員全体会議開催 雨水浸透阻害行為許可審査補助業務連絡会開催 広報部会開催 土地利用部会開催
22日(火)	登録証交付式 建設環境部会開催 法人経営部会開催 デジタル推進本部会議開催 子安副会長、中村常務理事 愛知県県民文化局来会対応
23日(水)	竹田会長 日行連 農水省打合せ、日税連総会出席
24日(木)	竹田会長 日行連 農水省打合せ、日税連総会出席 運輸交通部会開催 封印管理委員会開催
25日(金)	竹田会長、渡辺副会長 日行連デジタル推進本部会議出席 法務部会開催 申請取次行政書士管理委員会開催 入山副会長以下3名 土地利用部関係各所訪問
28日(月)	川村会員 日行連 申請取次行政書士管理委員会出席 総務部会開催 新事業推進本部会議開催 建設業許可申請等受付補助業務要員全体会議開催 経営事項審査補助業務要員必須連絡会開催 私法部業務相談会開催 内藤副会長、面岡理事 名古屋自由業団体第1回当番会出席
29日(火)	経理部会開催 綱紀委員会開催 苦情対応委員会開催 監察委員会開催 会報9月号編集会議開催 渡辺副会長以下2名 名古屋出入国在留管理局訪問 内藤副会長、高野常務理事 県福祉局障害福祉課・高齢福祉課等訪問 渡辺副会長以下2名 県総務局情報政策課DX推進室訪問

30日(水)	ADR運営委員会開催
31日(木)	改正行政書士法についての説明会開催 私法部会開催



令和7年7月10日現在

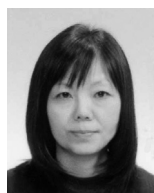


会員の動向



個人会員数 3,429人
法人会員数 112法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第25192697号
会員番号 第7232号
入会年月日 令和7年5月15日
氏名 山田 帆波

事務所 JI行政書士事務所
岡崎市城南町一丁目1番地9
電話番号 0564-64-2021 所属支部 岡崎



登録番号 第25193213号
会員番号 第7236号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 伊藤 詩織

事務所 Leap行政書士オフィス
名古屋市西区比良三丁目226番地
電話番号 070-8456-1974 所属支部 西北



登録番号 第25193210号
会員番号 第7233号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 張 微

事務所 中京国際法務行政書士事務所
名古屋市中区栄五丁目19番31号 T&Mビル3階V号
電話番号 090-4490-7420 所属支部 中央



登録番号 第25193214号
会員番号 第7237号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 桑山 博信

事務所 行政書士桑山事務所
名古屋市港区港楽一丁目2番18号
電話番号 052-653-1328 所属支部 名古屋



登録番号 第25193211号
会員番号 第7234号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 水野 将弘

事務所 エムズ行政書士事務所
西春日井郡豊山町大字豊場字富士57番地 ファミールM M5
電話番号 0568-48-7108 所属支部 西北



登録番号 第25193215号
会員番号 第7238号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 犬飼 葉菜子

事務所 いぬかい行政書士事務所
豊田市上原町殿上21番地1
電話番号 090-4212-0621 所属支部 豊田



登録番号 第25193212号
会員番号 第7235号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 井上 浩爾

事務所 RFビル行政書士事務所
名古屋市千種区四谷通二丁目13番地 ルーツストーンファーストビル2階
電話番号 052-784-8011 所属支部 中央



登録番号 第25193216号
会員番号 第7239号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 関澤 卓也

事務所 GO RIGHT行政書士事務所
名古屋市中区丸の内三丁目7番26号 ACAビル5階
電話番号 090-9794-6833 所属支部 中央

会員の動向



登録番号 第25193217号
会員番号 第7240号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 松田 優里

事務所 松田行政書士事務所
名古屋市天白区植田南二丁目123番地 SKTビル201号
電話番号 052-825-3520 所属支部 昭和



登録番号 第25193222号
会員番号 第7245号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 永井 晃

事務所 行政書士永井晃事務所
みよし市黒笹いずみ三丁目10番地15
電話番号 0561-36-4697 所属支部 豊田



登録番号 第25193218号
会員番号 第7241号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 西川 嵩志

事務所 行政書士にしかわ法務事務所
小牧市大字間々原新田563番地13
電話番号 090-4197-0137 所属支部 尾張



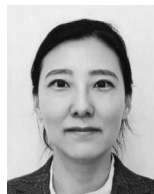
登録番号 第25193223号
会員番号 第7246号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 小西 弘高

事務所 行政書士小西弘高事務所
新城市字札木39番地5
電話番号 090-7610-3423 所属支部 新城



登録番号 第25193219号
会員番号 第7242号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 浅井 平

事務所 浅井行政書士事務所
愛西市諏訪町橋本300番地25
電話番号 0567-26-9674 所属支部 海部



登録番号 第25193224号
会員番号 第7247号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 李 良良

事務所 名良行政書士事務所
名古屋市中川区中島新町一丁目611番地 1階南号室
電話番号 052-387-6614 所属支部 名古屋



登録番号 第25193220号
会員番号 第7243号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 安藤 英裕

事務所 行政書士安藤ひでひろ事務所
名古屋市千種区日和町4丁目28番地の3
電話番号 090-4081-9116 所属支部 中央



登録番号 第25193225号
会員番号 第7248号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 伊藤 里枝

事務所 いうさとえ行政書士事務所
名古屋市北区平安二丁目23番43号
電話番号 070-8964-4104 所属支部 西北



登録番号 第25193221号
会員番号 第7244号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 梅澤 太一

事務所 行政書士オフィスうめざわ
豊橋市野田町字野田159番地2
電話番号 070-2405-4679 所属支部 東三



登録番号 第25193226号
会員番号 第7249号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 村井 英雄

事務所 大須行政書士事務所
名古屋市中区上津二丁目12番7号 グランドール上津302号
電話番号 070-4359-6875 所属支部 中央



登録番号 第25193227号
会員番号 第7250号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 山口 修司

事務所 行政書士ヤマグチ法務事務所
名古屋市西区栄生一丁目31番7号
電話番号 090-1749-8340 所属支部 西北



登録番号 第25193232号
会員番号 第7255号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 松本 理恵子

事務所 行政書士まつもと事務所
知立市新林町本林28番地2
電話番号 0566-57-2887 所属支部 碧海



登録番号 第25193228号
会員番号 第7251号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 土川 知輝

事務所 土川経営行政書士事務所
一宮市花池一丁目16番8号
電話番号 0586-44-3747 所属支部 一宮



登録番号 第25193233号
会員番号 第7256号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 深田 健司

事務所 深田行政書士事務所
尾張旭市緑町緑ヶ丘100番地272
電話番号 090-1741-3500 所属支部 東名



登録番号 第25193229号
会員番号 第7252号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 大橋 新史

事務所 大橋行政書士事務所
名古屋市名東区藤が丘105番地 アサイビル302
電話番号 090-5873-5088 所属支部 中央



登録番号 第25193234号
会員番号 第7257号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 摠谷 美香

事務所 さむらい行政書士法人 名古屋オフィス
名古屋市中村区名駅四丁目26番22号 名駅ビルディング5階B号室
電話番号 052-446-5087 所属支部 名古屋



登録番号 第25193230号
会員番号 第7253号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 森藤 雅昭

事務所 一三行政書士事務所
豊川市開運通一丁目62番地 メゾンフレシール102
電話番号 090-5618-4797 所属支部 東三



登録番号 第25193235号
会員番号 第7258号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 青木 太久美

事務所 ASK行政書士事務所
名古屋市東区矢田一丁目3番11号
電話番号 052-721-0240 所属支部 中央



登録番号 第25193231号
会員番号 第7254号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 飯田 愛

事務所 いいだ行政書士事務所
知多郡武豊町字中根四丁目57番地1
電話番号 0569-84-1094 所属支部 知多



登録番号 第25193236号
会員番号 第7259号
入会年月日 令和7年6月1日
氏名 小林 瑛二

事務所 行政書士小林史幸事務所
豊田市岩倉町鶴ヶ瀬前14番地5
電話番号 0565-58-3180 所属支部 豊田



登録番号 第25193237号
 会員番号 第7260号
 入会年月日 令和7年6月1日
 氏名 飯田 健太

事務所 行政書士法人あいち行政&相続
 刈谷市南桜町二丁目58番地1 第30TAビル2階
 電話番号 0566-62-5811 所属支部 碧海



登録番号 第25193907号
 会員番号 第7265号
 入会年月日 令和7年7月1日
 氏名 谷 育磨

事務所 谷行政書士事務所
 一宮市松降二丁目5番6号
 電話番号 0586-71-6211 所属支部 一宮



登録番号 第25193238号
 会員番号 第7261号
 入会年月日 令和7年6月1日
 氏名 福本 晃大

事務所 グリーン行政書士法人 名古屋事務所
 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング11階
 電話番号 052-990-3356 所属支部 名古屋



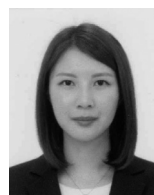
登録番号 第25193908号
 会員番号 第7266号
 入会年月日 令和7年7月1日
 氏名 中川 弘靖

事務所 中川行政書士事務所
 岡崎市竜美南1丁目6番地9
 電話番号 0564-58-4587 所属支部 岡崎



登録番号 第25193904号
 会員番号 第7262号
 入会年月日 令和7年7月1日
 氏名 松井 孝時

事務所 MISORA行政書士事務所
 海部郡大治町大字三本木字村部154番地
 電話番号 052-750-8299 所属支部 海部



登録番号 第25193909号
 会員番号 第7267号
 入会年月日 令和7年7月1日
 氏名 鈴木 加奈子

事務所 行政書士鈴木加奈子事務所
 名古屋市北区大曽根三丁目10番7号 リニアビル201号室
 電話番号 080-9484-5412 所属支部 西北



登録番号 第25193905号
 会員番号 第7263号
 入会年月日 令和7年7月1日
 氏名 加藤 愛梨

事務所 シエル国際行政書士事務所
 みよし市根浦町一丁目9番地2
 電話番号 090-6240-1092 所属支部 豊田



登録番号 第25193910号
 会員番号 第7268号
 入会年月日 令和7年7月1日
 氏名 伊藤 雅彦

事務所 エムワイ行政書士事務所
 名古屋市西区平中町122番地
 電話番号 090-8544-6956 所属支部 西北



登録番号 第25193906号
 会員番号 第7264号
 入会年月日 令和7年7月1日
 氏名 伊與田 利久

事務所 行政書士伊與田事務所
 額田郡幸田町大字高力字神山229番地1
 電話番号 0564-77-5196 所属支部 岡崎



登録番号 第25193911号
 会員番号 第7269号
 入会年月日 令和7年7月1日
 氏名 熊崎 昌子

事務所 熊崎行政書士事務所
 瀬戸市十軒町589番地
 電話番号 0561-58-4909 所属支部 東名



登録番号 第25193912号
会員番号 第7270号
入会年月日 令和7年7月1日
氏名 尾崎 宏和

事務所 ききょう行政書士事務所
豊橋市牛川通五丁目1番地26
電話番号 080-5135-2086 所属支部 東三



登録番号 第25193917号
会員番号 第7275号
入会年月日 令和7年7月1日
氏名 鷺田 智砂

事務所 行政書士鷺田事務所
日進市香久山四丁目801番地12
電話番号 052-848-6385 所属支部 昭和



登録番号 第25193913号
会員番号 第7271号
入会年月日 令和7年7月1日
氏名 澤田 雄太

事務所 行政書士さわだ事務所
一宮市浅井町大日比野2235番地
電話番号 090-1241-6032 所属支部 一宮



登録番号 第25193918号
会員番号 第7276号
入会年月日 令和7年7月1日
氏名 小野 香都子

事務所 二軒茶屋行政書士オフィス
豊橋市岩屋町字岩屋西44番地の1
電話番号 090-7413-8618 所属支部 東三



登録番号 第25193914号
会員番号 第7272号
入会年月日 令和7年7月1日
氏名 飯田 麻衣

事務所 飯田行政書士事務所
名古屋市中区熱田区野立町一丁目3番地 コーポ飛鳥311
電話番号 090-2344-2905 所属支部 名南



登録番号 第25193919号
会員番号 第7277号
入会年月日 令和7年7月1日
氏名 日住 成矢

事務所 日住行政書士事務所
名古屋市港区津金一丁目6番30号
電話番号 080-5817-3329 所属支部 名古屋



登録番号 第25193915号
会員番号 第7273号
入会年月日 令和7年7月1日
氏名 木下 みのり

事務所 行政書士みのり事務所
名古屋市中区新栄三丁目5番1号 セントラル千種ビル402
電話番号 090-1564-8833 所属支部 中央



登録番号 第25193920号
会員番号 第7278号
入会年月日 令和7年7月1日
氏名 永石 公雄

事務所 ナガイシ行政書士事務所
清須市寺野美鈴10 ESPRESSO清州1A
電話番号 052-908-4210 所属支部 西北



登録番号 第25193916号
会員番号 第7274号
入会年月日 令和7年7月1日
氏名 後藤 友子

事務所 行政書士事務所フォーユーあいち
名古屋市中区東区高針台一丁目107番地(エクセレント伸和307号)
電話番号 052-734-3395 所属支部 中央



登録番号 第25193921号
会員番号 第7279号
入会年月日 令和7年7月1日
氏名 大木場 孝伸

事務所 伸行政書士事務所
名古屋市中区栄1丁目25番26号 ライオンズマンション栄第2 3階301号室
電話番号 070-5334-0999 所属支部 中央



登録番号 第25193922号
 会員番号 第7280号
 入会年月日 令和7年7月1日
 氏名 上仲 かおる

事務所 カナエール行政書士事務所
 常滑市原松町3丁目28番地の3
 電話番号 0569-77-6763 所属支部 知多



登録番号 第25193927号
 会員番号 第7285号
 入会年月日 令和7年7月1日
 氏名 北川 初男

事務所 行政書士法人中村事務所
 名古屋市中村区名駅南二丁目11番43号 NISSYOBUILDING2階
 電話番号 052-462-8313 所属支部 名古屋



登録番号 第25193923号
 会員番号 第7281号
 入会年月日 令和7年7月1日
 氏名 新井 貴博

事務所 愛西行政書士新井法務事務所
 愛西市日置町枝郷105番地3
 電話番号 050-1725-2576 所属支部 海部



登録番号 第25193928号
 会員番号 第7286号
 入会年月日 令和7年7月1日
 氏名 松原 敏郎

事務所 行政書士松原與志美事務所
 津島市東柳原町5丁目19番地の1
 電話番号 0567-24-5423 所属支部 海部



登録番号 第25193924号
 会員番号 第7282号
 入会年月日 令和7年7月1日
 氏名 船戸 ゆい

事務所 行政書士法人相続の窓口 大曽根店
 名古屋市中区大曽根四丁目17番23号 イトーピア大曽根2F
 電話番号 052-875-7123 所属支部 西北



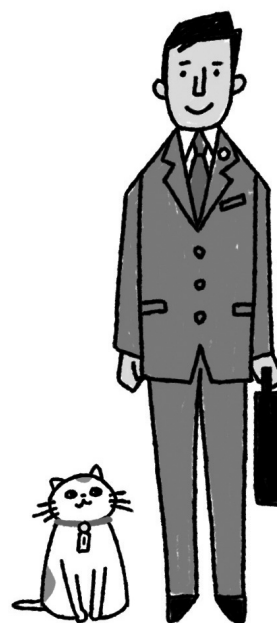
登録番号 第25193925号
 会員番号 第7283号
 入会年月日 令和7年7月1日
 氏名 小島 隆太郎

事務所 行政書士法人心
 名古屋市中村区椿町14番13号 ウェストポイント8F
 電話番号 052-485-4010 所属支部 名古屋



登録番号 第25193926号
 会員番号 第7284号
 入会年月日 令和7年7月1日
 氏名 赤田 光晴

事務所 行政書士法人心 名古屋行政書士事務所
 名古屋市中村区椿町18番22号 ロータスビル4F
 電話番号 052-485-4216 所属支部 名古屋



法人会員の変更案内

法人番号 第2201701号
 会員番号 第H87号
 法人の名称 エイタックス行政書士法人
 主たる事務所の名称 エイタックス行政書士法人
 使用人 後藤 隆太
 変更事由 使用人の退職
 所属支部 中央

法人番号 第2206201号
 会員番号 第H90号
 法人の名称 行政書士法人エムズマネジメント
 主たる事務所の名称 行政書士法人エムズマネジメント
 主たる事務所所在地 名古屋市西区花の木三丁目12番15号-6C
 変更事由 事務所所在地
 所属支部 西北

法人番号 第1500801号
 会員番号 第H27号
 法人の名称 新日行政書士法人
 主たる事務所の名称 新日行政書士法人
 社員 吉川 正泰
 変更事由 社員の加入
 所属支部 名古屋

法人番号 第1701301号
 会員番号 第H38号
 法人の名称 行政書士法人アベニール
 主たる事務所の名称 行政書士法人アベニール 名古屋事務所
 使用人 棚橋 一成
 変更事由 使用人の雇用
 所属支部 名古屋

法人番号 第1803201号
 会員番号 第H49号
 法人の名称 行政書士法人アスア
 主たる事務所の名称 行政書士法人アスア 津島事務所
 社員 藤野 宏城
 変更事由 社員の加入
 所属支部 名古屋

法人番号 第1901401号
 会員番号 第H54号
 法人の名称 みなと行政書士法人
 主たる事務所の名称 みなと行政書士法人 入管前事務所
 主たる事務所所在地 名古屋市港区川西通五丁目39番地1
 社員 前田 智也
 変更事由 主たる事務所廃止、社員の脱退
 使用人 酒井 真帆
 変更事由 使用人の雇用、退職
 所属支部 名古屋

法人番号 第2103201号
 会員番号 第H73号
 法人の名称 行政書士法人心相続
 主たる事務所の名称 行政書士法人心相続 名古屋
 行政書士事務所
 使用人 酒井 真帆
 変更事由 使用人の雇用
 所属支部 名古屋

法人番号 第2506201号
 会員番号 第H139号
 法人の名称 行政書士法人We will
 主たる事務所の名称 行政書士法人We will
 主たる事務所所在地 名古屋市中村区名駅三丁目22番8号
 大東海ビル811A
 変更事由 事務所所在地
 所属支部 名古屋

法人番号 第2415601号
 会員番号 第H134号
 法人の名称 行政書士法人A.C.M.S.
 主たる事務所の名称 行政書士法人A.C.M.S. 本店
 社員 山本 健一
 変更事由 社員の脱退
 所属支部 尾張



新規法人登録入会の紹介

法人番号 第2506201号
 会員番号 第H139号
 入会年月日 令和5年2月7日
 法人の名称 行政書士法人We will
 主たる事務所の名称 行政書士法人We will
 主たる事務所 名古屋市中村区名駅三丁目22番8号
 大東海ビル811A
 主たる事務所電話番号 052-228-6842
 所属支部 名古屋

法人番号 第2506601号
 会員番号 第H140号
 入会年月日 令和6年12月2日
 法人の名称 MAC行政書士法人
 主たる事務所の名称 MAC行政書士法人
 主たる事務所 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号
 大名古屋ビルディング21階
 主たる事務所電話番号 052-433-8820
 所属支部 名古屋

法人番号 第2507401号
 会員番号 第H141号
 入会年月日 令和6年12月26日
 法人の名称 行政書士法人SolaRis
 主たる事務所の名称 行政書士法人SolaRis
 主たる事務所 春日井市下市場町3丁目3番地13
 主たる事務所電話番号 0568-84-5282
 所属支部 尾張

退会者のお知らせ

令和7年7月10日現在

支部	氏名	退会日
中央	上原正道	令和7年5月14日
中央	後藤隆太	令和7年5月31日
尾北	小澤正明	令和7年5月31日
新城	川合一弘	令和7年5月31日
東三	山田義已	令和7年6月30日
西北	西村幸恵	令和7年7月4日

ご逝去会員のお知らせ

一宮支部 後藤正勝 会員 令和7年6月7日ご逝去 (享年81歳)
 中央支部 吉田峰春 会員 令和7年7月8日ご逝去 (享年50歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
 会長 竹田 勲

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	雑賀 昭	名古屋市中区栄4丁目2番10号 栗ビル7E	460-0008		事務所所在地
中央	鬼頭 耕平	名古屋市中区丸の内三丁目17番13号 いちご丸の内ビル2階	460-0002		事務所所在地
中央	井上 知裕	名古屋市中区金山四丁目1番1号 カーニープレイス名古屋金山7B	460-0022		事務所所在地
中央	池尾 洋一	名古屋市中区砂田橋五丁目2番7号 レジュネミズノ5A	461-0045		事務所所在地
中央	加藤 大資	名古屋市中区錦一丁目10番12号 ハットリビル10F	460-0003	052-784-5769	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士加藤タイシ事務所				
中央	董 尚	名古屋市中区栄一丁目22番16号 ミナミ栄ビル303号室	460-0008		事務所所在地
中央	辻本 駿佑	名古屋市中区栄四丁目12番26号 栄CDビル6階602号室	460-0008	070-8533-6312	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	渡邊 真	名古屋市中区錦二丁目5番5号 八木兵伝馬町ビル3階S-07	460-0003	050-6875-7564	事務所所在地、 事務所電話番号
西北	加藤 倫嗣	名古屋市中区天神山町2番19号 (三友ビル2階201号室)	451-0065		事務所所在地
西北	万年 良宜	名古屋市中区花の木三丁目12番15号-6C	451-0062		事務所所在地
西北	奥村 真衣	名古屋市中区花の木一丁目15番3号 (パークレジデンス名駅北501号)	451-0062	090-7917-5585	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士事務所ハルウラ				
名古屋	金成 道融			052-990-9363	事務所電話番号
名古屋	山口 智史	名古屋市中村区竹橋町13番18号 オフィスワンタケハシ6F	453-0016	052-526-0282	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	窪田 祐一				属性、事務所名称
	MAC行政書士法人				
名古屋	中瀬 雄太	名古屋市港区川間町二丁目39番地(3階)	455-0076		事務所所在地
名古屋	高間 一輝	名古屋市中村区名駅三丁目22番8号 大東海ビル811A	450-0002		事務所所在地
名古屋	吉田 朱莉	名古屋市中川区北江町一丁目7番地 朝日ビル1階	454-0851	052-355-7581	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人アベニール 名古屋中川事務所				
名古屋	山本 一樹				属性
名古屋	酒井 真帆	名古屋市中村区椿町14番13号 ウエストポイント6F	453-0015	052-485-5850	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人心相統 名古屋行政書士事務所				

会員の動向

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
名古屋	藤村 亜紀	名古屋市港区名港2丁目9番地19号 4階	455-0037		事務所名称、 事務所所在地
	葵行政書士事務所				
昭和	中村 さつき				事務所名称
	行政書士中村さつき事務所				
名南	三後 英紀	名古屋市南区明治1丁目1番11号 リバーサイドハイツ2-B号	457-0861	052-692-3037	事務所所在地、 事務所電話番号
名南	清水 英樹	名古屋市緑区浦里2丁目1番地	458-0847		事務所所在地
東名	横山 直和	名古屋市守山区喜多山二丁目41番15号 アーバンスペース駒407号	463-0017		事務所所在地
東名	石野 隆広	尾張旭市平子町長池上6367番地4	488-0872	080-7724-2221	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士事務所ネクシア				
尾張	瀬川 博				属性、事務所名称
	行政書士法人SolaRis				
尾張	稲葉 宜央	春日井市石尾台四丁目6番地6	487-0006	0568-29-4637	事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	関本 知加				事務所名称
	行政書士オフィス月彩				
一宮	山本 健一	一宮市浅井町前野字薬師裏25番地	491-0103	090-2260-6807	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	山本健一行政書士事務所				
海部	浅井 佐智子	愛西市諏訪町橋本300番地25	496-8011		事務所所在地
知多	都築 伴治			090-1414-3131	事務所電話番号
知多	菅沼 知生				事務所名称
	菅沼行政書士事務所				
豊田	渡邊 晴美			050-8881-7992	事務所電話番号
西尾	富田 恵介			070-5644-4474	事務所電話番号
碧海	押金 康作	知立市南新地一丁目1番地3	472-0053		事務所所在地
碧海	小野 亜実	知立市南新地一丁目1番地3	472-0053		事務所所在地
碧海	末永 正明	安城市三河安城町二丁目13番地1 サンハウス三河安城12	446-0056	0566-72-4470	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	末永行政書士事務所				
東三	石井 克典	豊橋市小向町字北小向141番地3 シルクヴェールフジA303	441-8003	0532-21-8270	事務所所在地、 事務所電話番号
東三	山口 沙知			090-3858-4067	事務所電話番号
東三	鴨川 卓也			0532-52-8333	事務所電話番号



COSMOS通信 9月号

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

親なき後の問題

8050問題（親が80歳代、障害のある子が50歳代）も課題ですが、近年増加してきた相談は、障害のある未成年の子が成年になった後の支援についてです。子が未成年の間は親が子を親権者＝法定代理人として支援できますが、親としては、「成年～親の死後」がとても心配です。どんな支援が考えられるでしょうか。

1 子が成年になったときに備えて、子が未成年の間に親が子の任意後見受任者となる（親と子が任意後見契約を締結する）ことは可能か。→可能と考えられます。

一方の親の特別代理人を家庭裁判所で選任し、もう一方の親（親権者＝法定代理人）と共同して任意後見契約を締結することは可能と考えられます。（行政書士が特別代理人なることも問題ない）但し、子の支援が長期間におよぶため、複数受任や法人受任も視野に入れて検討する必要があります。その後、子が成年に達した時点で任意後見監督人の選任を家庭裁判所に申し立て、任意後見監督人選任後に親が任意後見人として成年に達した子の支援をすることが可能となります。また、代理権目録に「新たな任意後見契約に関する事項」をいれておけば、当初受任者（親）が任務を実行することが困難（高齢・病気等）になったときに当初受任者（親）が子のために新たな任意後見人（受任者）と任意後見契約を締結することができると考えられます。

2 子が未成年の間に親が子の支援をできる制度は上記1の他に何が考えられるでしょうか。

- (1) 法定後見制度→未成年者を被後見人等として申立をすることも可能と考えられるが、最終的に家庭裁判所が後見人等を選任するため、親（候補者）が必ず後見人等になれる保証はありません。
- (2) 民事信託契約
- (3) （死因）贈与契約
- (4) 親自身の遺言、任意後見契約、生前・死後事務委任契約、尊厳死宣言等

※上記(1)以外の子の任意後見契約と併用可能※

上記(1)の申立書作成を除けばこれらは全て行政書士業

務ですが、相談者により事情が異なるため、詳しく事情を伺った（傾聴した）上で個々の相談者に適したご支援をすることが最も大切です。

参照：法務省民事局民事第一課長 令和4年1月24日民一第136号回答

Q & A任意後見契約の実務と裁判例 菅原崇・仙波英躬共著 日本加除出版

相談事例からみた成年後見の実務と手続・改訂版 井上計雄著 新日本法規

セミナー・相談会の開催及び活動報告

日	時	令和7年6月5日(木)
		午後1時30分～4時30分
場	所	ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）
相	談	相談員 宮本隆会員 有元吉野会員
会		相談者 5名

日	時	令和7年6月12日(木)	午後1時30分～4時
場	所	小牧市役所新庁舎2階相談室	
相	談	相談員 鈴木良剛会員 丹羽友道会員	
会		相談者 2名	

日	時	令和7年6月17日(火)	午後1時～4時
場	所	北名古屋市役所東庁舎	
相	談	相談員 横尾剛会員 西原公正会員	
会		相談者 3名	

日	時	令和7年7月3日(木)	午後1時30分～3時30分
場	所	江南市役所西分庁舎相談室	
相	談	相談員 池山正彦会員 田中としえ会員	
会		相談者 0名	

日	時	令和7年7月3日(木)	午後1時30分～4時30分
場	所	ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）	
相	談	相談員 宮本隆会員 吉永恵子会員	
会		相談者 2名	

日 時 令和7年7月17日(木) 午後1時～3時
場 所 扶桑町総合福祉センター
相 談 会 相談員 堀己喜男会員 横尾剛会員
相談者 0名

日 時 令和7年7月23日(水) 午後2時～4時
場 所 春日井市南部ふれあいセンター
相 談 会 相談員 堀己喜男会員
相談者 3名

セミナー・相談会の開催予定

日 時 令和7年9月4日(木)
午後1時30分～4時30分
場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和7年9月8日(月) 午後1時～4時
場 所 岩倉市役所市民相談室
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和7年9月16日(火) 午後1時～4時
場 所 北名古屋役所東庁舎
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和7年9月20日(土) 午前11時～午後4時
場 所 オアシス21（名古屋市中区）
相 談 会 中区安心・安全・快適なまちづくりフェスタ2025

日 時 令和7年9月28日(日)
午前9時半～午後3時
場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ（大府市）
落 語 成年後見落語
寸 劇 劇団コスモスあいちによる公演
相 談 会 大府市 福祉・健康フェア

日 時 令和7年10月2日(木)
午後1時30分～4時30分
場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和7年10月2日(木)
午後1時30分～3時30分
場 所 江南市役所西分庁舎
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和7年10月9日(木) 午後1時30分～4時
場 所 小牧市役所本庁舎2階 相談室2・3
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和7年11月6日(木)
午後1時30分～4時30分
場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ相談室（大府市）
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和7年11月19日(水) 午後1時～4時
場 所 犬山市役所会議室
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和7年11月20日(木) 午後1時～4時
場 所 扶桑町総合福祉センター
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和7年11月22日(土) 午前10時～午後3時
場 所 天白区役所（みんなの元気フェスタinてんぱく2025）
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和7年11月26日(水)
午後1時30分～4時30分
場 所 総合福祉センター小ホール（愛知県春日井市）
セ ミ ナ ー 成年後見セミナー
相 談 会 成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局
TEL 052-908-3022

あ と が き

今号から新しい会報委員会が発足しました。これから2年間、各支部から選出された会報委員と新任の正副会報委員長が会報の構成を決定してまいります。

さて今般、行政書士法が大きく改正され、令和8年1月1日から施行されます。

改正法には、「行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならない」と、他士業にさきがけ「デジタル」という文言が盛り込まれました。

本号にも掲載しました通り、7月31日に愛知会で「改正行政書士法に関する説明会」が開催されました。説明会では多くの時間がデジタル対応について割かれ、行政書士にとってのデジタル対応は喫緊の課題であることをあらためて感じるとともに、会報もまた時代に対応した形に変わってゆかなければなりません。

新しい会報委員が、新しい視点で、新しい会報を創っていくことでしょう。皆様どうぞご期待ください！

広報部長 野崎 晃

《今月の表紙》 IGアリーナ

2025年7月、愛知名古屋に開業したスポーツ・コンサートがハイブリッドに楽しめる日本最大級のアリーナです。

最大収容人数1万7千人のキャパシティに、最新の映像・演出設備が整っています。

20店舗以上ある世界中のグルメが楽しめるバラエティ豊かな飲食店舗、チケット管理からモバイルオーダーまで完結できる専用アプリなど、スマートで新しい体験を提供。アクセス権のあるチケットを持つ方のみが利用できるd CARD LOUNGE（プレミアムラウンジ）は、専用のエントランスからの入場や、上質な飲食とゆったりした席でこれまでにない観戦・鑑賞体験を実感できます。

大相撲名古屋場所、B.LEAGUE名古屋ダイヤモンドドルフィンズから世界的アーティストのコンサートまでエンターテインメントの新たな殿堂となるアリーナ、是非一度足を運んでみてはいかがでしょうか。

<https://www.ig-arena.jp/>

「提供：IGアリーナ」

会報332号 担当

広 報 部	担 当 副 会 長	内 藤 広 子
	部 長	野 崎 晃
	次 長	西 岡 友 美
	部 員	本 田 海 斗
	部 員	早 川 忠
会報委員会	委 員 長	石 原 遥
	副 委 員 長	猪 子 和 美
	本号担当委員	
	(表紙)	寺 西 梨 沙
	(会員訪問記)	東 芳 幸

会報332号 令和7年9月1日発行

発行人 竹田 勲
編集人 野崎 晃

発行所 愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL 〈052〉 931-4068 (代)
FAX 〈052〉 932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
<https://www.aichi-gyosei.or.jp>
印刷所 日大印刷株式会社

そうだ、行政書士に相談しよう！

行政書士による常設無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお引き受けいたします

開設日 毎月 第2火曜日 **時間** 午前10時から午後4時まで

ところ 愛知県行政書士会館 地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分

内容 相続(遺産分割協議書作成)・遺言／各種契約書・合意書／定款
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発／戸籍関係／帰化・入管関係
不動産関係／自動車登録／著作権等
※面接時間のご予約を承ります。

愛知県行政書士会 無料相談専用 Tel.052-908-7255

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)：
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市中区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分